

第12回 鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：令和8年6月5日（金） 13:30～15:00

開催形式：Web会議

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- (1) 規約の一部改定（下流域）について・・・・・・・・・・資料0
- (2) 取り組みの進捗状況について・・・・・・・・・・資料1
- (3) 令和7年度の取り組み事例について・・・・・・・・・・資料2
- (4) 取組方針改定案について・・・・・・・・・・資料3
 - ・新旧対応表・・・・・・・・・・資料4
 - ・今後概ね5年で実施予定の取組内容・・・・・・・・・・資料5

4. 報告事項等

- (1) 常総水害から10年・・・・・・・・・・資料6
- (2) 水害時避難の”ジブンゴト化”を促進する「避難行動促進ツール」・・資料7
- (3) 地域住民の避難行動促進・・・・・・・・・・資料8
- (4) とちぎ学生防災サークルとの連携・・・・・・・・・・資料9
- (5) 「在留外国人を対象とした避難体験型マイ・タイムライン講習会
実施の進め方～行政職員向け手引き～」について・・・・資料10

5. その他

6. 閉 会

鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鬼怒川・小貝川下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、下館河川事務所が管理する別表1の河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、関東地方整備局下館河川事務所で行う。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第11条 本規約は、平成28年2月17日から施行する。

平成28年5月11日 改定

平成29年5月11日 改定

平成30年5月14日 改定

令和3年2月19日 改定

令和6年6月5日 改定

令和8年6月5日 改定

別表 1

鬼怒川

小貝川

田川放水路

大谷川

別表 2

古河市長
結城市長
龍ヶ崎市長
下妻市長
常総市長
取手市長
つくば市長
守谷市長
筑西市長
坂東市長
つくばみらい市長
八千代町長
利根町長
茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課長
茨城県 土木部河川課長
東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 執行役員 水戸支社長
関東鉄道株式会社 鉄道部 取締役（鉄道担当）~~常務取締役~~
真岡鐵道株式会社 代表取締役社長
首都圏新都市鉄道株式会社 安全総括部長
気象庁 宇都宮地方気象台長
気象庁 水戸地方気象台長
国土交通省国土地理院 関東地方測量部長
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所長

別表 3

古河市 総務部長
結城市 市民生活部長
龍ヶ崎市 危機管理監
下妻市 総務部長
常総市 市長公室長
取手市 総務部長
つくば市 市長公室 危機管理監
守谷市 生活経済部長
筑西市 市民環境部長
坂東市 総務部長
つくばみらい市 総務部長
八千代町 総務部長
利根町 総務課長
茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課長補佐
茨城県 土木部河川課 水防災・砂防対策室長
東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 鉄道事業部 安全企画ユニットリーダー
関東鉄道株式会社 鉄道部 運転車両課長
真岡鐵道株式会社 事業部 事業部長
首都圏新都市鉄道株式会社 安全総括部企画調整課長
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官
気象庁 水戸地方气象台 防災管理官
国土交通省国土地理院関東地方測量部 防災課長
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 副所長（技術）

具体的な取組の柱		主 な 内 容	目 標 時 期															地 域 住 民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。	
事 項	具体的取組			古 河 市	結 城 市	龍 ヶ 崎 市	下 妻 市	常 総 市	取 手 市	つ く ば 市	守 谷 市	筑 西 市	坂 東 市	つ く ば み ら い 市	八 千 代 町	利 根 町	茨 城 県			国
1)ハード対策の主な取組																				
■洪水を河川内で安全に流す対策																				
<鬼怒川> ・決壊箇所の堤防整備 ・溢水箇所の堤防整備 ・漏水箇所の堤防整備 ・その地区間の堤防整備(大形橋より上流) ・その地区間の堤防整備(大形橋より下流) ・洪水時の危険性に関する緊急対策(河道掘削・樹木伐採) ・堤防決壊時の危険性に関する緊急対策(堤防強化対策) <小貝川> ・堤防整備等 <八間堀川> ・八間堀川の河川改修		・堤防整備、河道掘削、河川改修等	<鬼怒川> H28.6末 H30年度 H28年度 R2年度 H30年度 H30年度から順次実施 H30年度から順次実施 <小貝川> 順次実施 <八間堀川> H29年度																(自由記入欄)	
■危機管理型ハード対策																				
<小貝川> ・天端の保護 ・裏法尻の補強		・天端の保護 ・裏法尻の補強	H29年度から順次実施 H29年度から順次実施															関東地整■	(自由記入欄)	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																				
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	H28年度から順次実施															関東地整■	(自由記入欄)	
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布		・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	H28年度から順次実施	●	■	●	■	■	■	■	■	■	■	●	○	■			(自由記入欄)	
・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	H28年度から順次実施	▲	▲	■	▲	—	—	—	▲	—	■	■	—	●	■	関東地整■	(自由記入欄)	
・簡易水位計や量水標、簡易型河川監視カメラの設置		・簡易水位計や量水標、簡易型河川監視カメラの設置	H28年度から順次実施														■	関東地整■	(自由記入欄)	
・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	H28年度から順次実施	●	—	●	—	●	—	—	—	—	●	●	—	—			(自由記入欄)	
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																				
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																				
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図(鬼怒川・小貝川・八間堀川)の公表		・鬼怒川洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・小貝川洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・八間堀川洪水浸水想定区域図の策定・公表	H28年度 H28年度 H29年度														●	関東地整●	活用	(自由記入欄)
・想定最大規模降雨による氾濫シミュレーション(鬼怒川・小貝川・八間堀川)の公表		・鬼怒川洪水氾濫シミュレーションの策定・公表 ・小貝川洪水氾濫シミュレーションの策定・公表 ・八間堀川洪水氾濫シミュレーションの策定・公表	H28年度 H28年度 H29年度														▲	関東地整●	活用	(自由記入欄)
・広域避難計画の策定・更新		・協議会の中で広域避難計画を策定・更新	H29年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●		関東地整● 気象庁■ 地理院■	活用	(自由記入欄)
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知		・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップを策定・更新する	H30年度から順次実施	●	■	●	▲	●	■	●	●	■	▲	▲	■			地理院一	活用	(自由記入欄) 令和7年3月に防災ガイドブック及びハザードマップの更新を行った(利根町)
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充		・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討していく	H28年度から順次実施	■	▲	■	▲	■	▲	▲	■	▲	■	■	■				活用	(自由記入欄)
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進		・要配慮者利用施設の避難計画に水害を位置づけていく	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			活用	(自由記入欄)
・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用		・ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する	H28年度から順次実施															地理院■	活用	(自由記入欄)

○：実施予定、●：実施済み、■：実施済み(継続)、▲：検討中、—：対象なし
：令和6年度以前、：令和6年度実施、：令和7年度実施、：令和8年度以降に実施予定、：令和9年度以降に実施予定

具体的な取組の柱		主 な 内容	目 標 時 期																	地 域 住 民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。
事 項				古 河 市	結 城 市	龍 ヶ 崎 市	下 妻 市	常 総 市	取 手 市	つ く ば 市	守 谷 市	筑 西 市	坂 東 市	つ く ば み ら い 市	八 千 代 町	利 根 町	茨 城 県	国			
具体的取組																					
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																					
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成																					
・避難指示の発令に着目したタイムラインの作成		・現在試行段階であるタイムラインを、検証し見直しを図っていく ・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同し策定する	H28.5														関東 地整■ 気象庁■		(自由記入欄)		
・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練		・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施、もしくは検討を行う	H28年度から定期的に実施			▲											関東 地整■ 気象庁■	参加	(自由記入欄)		
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）		・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	H29年度から順次実施														気象庁■	活用	(自由記入欄)		
■防災教育や防災知識の普及																					
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置		・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口を設置する	H28.6から順次実施														関東 地整■ 気象庁■ 地理院一		(自由記入欄)		
・水防災に関する説明会の開催		・水防災に関する説明会を開催する	H28年度から順次実施														関東 地整■ 気象庁■ 地理院一		(自由記入欄)		
・水害記録の伝承		・自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」に掲載する ・過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す	R元年度から順次実施	—	—	●		●		—	▲		—		—	—	関東 地整■ 気象庁■ 地理院■		(自由記入欄)		
・教員を対象とした講習会の実施		・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施する	H29年度から順次実施			▲	▲	▲		▲		▲			○		関東 地整● 気象庁■ 地理院一		(自由記入欄)		
・小学生を対象とした防災教育の実施		・小学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでいく	H28年度から順次実施														関東 地整■ 気象庁■ 地理院一	参加	(自由記入欄) ・利根川下流事務所で実施（利根町）		
・出前講座等を活用した講習会の実施		・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	H28年度から順次実施														関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	参加	(自由記入欄)		
・プッシュ型の洪水予報等の情報発信		・プッシュ型による情報発信（洪水予報等）の実施	H28年度から順次実施														関東 地整■	活用	(自由記入欄)		
・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供		・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	H28年度から順次実施														関東 地整■	活用	(自由記入欄)		
・水害リスクラインによる水位情報の提供		・水害リスクラインによる一般への水位情報の提供	R2年度から順次実施														関東 地整■	活用	(自由記入欄)		
■共助の仕組み強化のための取組																					
・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施		・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や防災部局から協議会に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施	R元年度から順次実施			▲		▲		▲	▲	▲		▲			関東 地整■		(自由記入欄)		
・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置		・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等のパンフレット等を設置	R元年度から順次実施														—	活用	(自由記入欄)		
・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施		・地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常勤務における防災に関する取組事例を共有 ・災害対応研修の場を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施 ・最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する支援を実施	R元年度から順次実施			▲	▲	▲		▲	▲	▲					気象庁一 地理院一 関東 地整■	参加	(自由記入欄)		
■災害を我がことと考えるための取組																					
・ハザードマップの訓練等への活用		・ハザードマップを活用した自主防災組織等による避難訓練の実施	R元年度から順次実施														気象庁一 地理院一 関東 地整■	参加	(自由記入欄)		
・マイ・タイムライン作成講座の実施		・マイ・タイムライン作成講座の実施	R元年度から順次実施														気象庁■ 地理院一 関東 地整■	参加	(自由記入欄)		
・地域の防災リーダーの育成		・地域の防災士等やマイ・タイムラインリーダーへの研修を実施	R元年度から順次実施														気象庁■ 地理院一 関東 地整■	参加	(自由記入欄)		
・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施		・水防災意識強化週間に水防災に関するパネル展を実施	R元年度から順次実施			▲	●										気象庁■ 地理院■ 関東 地整■	参加	(自由記入欄)		

 : 令和6年度以前
 : 令和6年度実施
 : 令和7年度実施
 : 令和8年度以降に実施予定
 : 令和9年度以降に実施予定
 ○ : 実施予定
 ● : 実施済み
 ■ : 実施済み(継続)
 ▲ : 検討中
 — : 対象なし

具体的な取組の柱		主な内容	目標時期																	地域住民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。
事 項				古河市	結城市	龍ヶ崎市	下妻市	常総市	取手市	つくば市	守谷市	筑西市	坂東市	つくばみらい市	八千代町	利根町	茨城県	国			
具体的取組																					
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																					
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																					
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 ・情報伝達訓練等の実施		・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	H28年度から定期的に実施															(自由記入欄)			
・水防団同士の連絡体制の確保		・近隣の水防団の連絡体制の確保	H28年度から定期的に実施															(自由記入欄)			
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検		・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加	H28年度から定期的に実施														関東 地整 気象庁	参加 (自由記入欄)			
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施		・利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝水防連合体水防訓練に参加 ・水防管理団体が行う訓練への参加	引き続き定期的に実施														関東 地整 気象庁 地理院	参加 (自由記入欄)			
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進		・広報紙やホームページ等で広く募集していく	引き続き実施															参加 (自由記入欄)			
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築		・地域の建設業者も組み込んだ水防支援体制の検討を実施し、構築する	H29年度から順次実施															(自由記入欄)			
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																					
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																					
・排水機・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成		・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	H28年度から順次実施															関東 地整 気象庁 地理院	(自由記入欄)		
・排水計画に基づく排水訓練の実施		・排水計画に基づく排水訓練の検討および実施	H28年度から順次実施															関東 地整 気象庁 地理院	(自由記入欄)		

□：令和6年度以前

■：令和6年度実施

■：令和7年度実施

■：令和8年度以降に実施予定

■：令和9年度以降に実施予定

○：実施予定

●：実施済み

■：実施済み(継続)

▲：検討中

—：対象なし

○：実施予定、●：実施済み、■：実施済み(継続)、▲：検討中、－：対象なし

第12回 鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

令和7年度の取り組み事例について

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- ハザードマップを活用した自主防災組織等による避難訓練の実施
- ✓令和7年度「古河市水害対応総合訓練」の実施

令和7年度の実施状況

令和7年6月29日、水害を想定し、浸水想定区域内から区域外の避難先まで、訓練参加者自身の車で実際に避難をおこなう実働型の「古河市水害対応総合訓練」を実施し、訓練内ではさいごの逃げ込み施設（避難場所）へ避難してきた避難者・避難行動要支援者等を対象とするバスを用いた避難もおこなった。関係者を含め、約490人が訓練に参加した。

避難所運営訓練（避難行動要支援者の対応）



自家用車での避難の様子



防災スマホ講座



来年度以降に実施予定の取組内容

令和8年度もさらに内容を拡充し、訓練を実施予定。

2) ソフト対策の主な取組 ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ ハザードマップの作成・周知等

民間防災アプリとの連携による、避難情報伝達方法の拡充

令和7年度 of 取組状況

防災行政無線システム更新と併せ、スマートフォンアプリ「全国避難所ガイド」と連携したことにより、防災情報の通知、防災行政無線の内容確認、避難所検索等が行えるようになった。

それにより、大雨等により防災行政無線が聞き取りにくい状況でも、防災情報の取得が行えるようになり、逃げ遅れゼロに向けた対策が図られた。

来年度以降に実施予定の取組内容

システムの維持管理を継続するとともに、市民への広報を行い、アプリ利用者の増加を目指す。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

- まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
✓公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討していく。

令和7年度の取組状況

○小貝川や利根川が氾濫した際に、浸水が想定される地区に対して、想定浸水深を表示した表示板を東京電力パワーグリッド(株)の管理電柱へ掲示。設置対象地域住民には説明会を実施済。

【目的】浸水想定地域の住民の皆様や表示板を確認された市内外在住の方々へ災害時はもとより、平常時における水害に対する意識を高める。

【設置箇所数】馴染地区(22)、川原代地区(15)、北文間地区(15)、龍ヶ崎地区(14)、龍ヶ崎西地区(14)、龍ヶ崎西地区(14)、大宮地区(15)、長戸地区(3)、城ノ内地区(2) 合計(100)

【設置完了時期】令和8年2月



想定浸水深表示板デザイン

来年度以降に実施予定の取組内容

- ・ 想定浸水深看板の設置について、各種情報発信媒体で広報する。
(広報龍ヶ崎「りゅうほー」、市公式HP、防災アプリ、市公式SNS(X、LINE、Facebook))
- ・ 防災訓練の一環で、想定浸水深看板を確認しながらのウォーキングイベント等の検討。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
- ✓ロールプレイング等の実践的な訓練を実施

令和7年度の実施状況

○「龍ヶ崎市総合防災訓練2025 IN 駒柴地区」を実施

【日時】令和7年11月1日(土)13時から16時30分まで 【場所】市役所附属棟1F会議室、小貝川堤防、松葉小学校

- ・駒柴地区は、水害時に大部分が浸水することが想定され、隣接する台地にある避難所(松葉小学校等)に避難するよう定められている。
- ・この訓練では、松葉小学校に避難する「住民避難訓練」を行った後、避難先となる松葉小学校では、松葉小学校区コミュニティ協議会、松葉・長山地区(高台の地域)の防災士が受け入れ側となり、「避難所生活体験訓練」を展開。駒柴地区の避難者役の住民に避難所生活を体験してもらった。会場では、降雨体験車による降雨体験・土のう作成体験など、来場者に向けた多様な訓練・体験コーナーを展開した。



来年度以降に実施予定の実施内容

- ・地区で行われる防災訓練内で、市が導入した防災資機材(大型水のう、止水板、トイレトラック、シャワーテント)の体験や展示を積極的に取り入れる。

令和6年度に導入した止水板の展示



避難所受付の様子



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- ・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施
鬼怒川水害を想定した災害対策本部図上訓練

令和7年度 of 取組状況

○令和8年1月31日(土)に鬼怒川大規模水害の警戒及び発災初期を想定し、災害対策本部図上訓練を実施した。

・参加者

市:市長以下約80名(主として課長補佐級以上)
部外機関:消防団、自衛隊、警察、消防署及び
社会福祉協議会

・主な訓練内容

庁内外の情報共有、避難行動要支援者対策 等

・成果の概要

災害時情報共有マニュアルに基づく緊急重要情報の報告・共有要領について、参加者の習熟を図ることができた。



来年度以降に実施予定の取組内容

○地震想定と水害想定を隔年で継続実施の予定

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- ・ハザードマップの訓練等への活用
鬼怒川浸水想定区域内住民を対象とした水害対応避難訓練

令和7年度 of 取組状況

○鬼怒川浸水想定区域内住民に対して「(訓練)避難指示」を発令し、開設避難所(7ヵ所)までの避難行動及び避難所受付を実施した。避難誘導には消防団員の協力を得て、避難所ではアプリによる受付を試験的に実施した。

受付後は、講師として下館河川事務所、茨城県防災士会及び下妻市社会福祉協議会の支援を受け、マイ・タイムライン作成講座を実施した。

- ・実施日 : 6月1日(日)
- ・開設避難所: 小中学校6ヵ所
市立体育館1ヵ所
- ・参加者数 : 計385名

来年度以降に実施予定の取組内容

○令和8年度は小貝川浸水想定区域内住民を対象に、5月30日(土)に実施予定



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

市内小学生を対象とした防災スポーツ

令和7年度の取組状況

○ 近年、台風や線状降水帯による大雨による水害を始めとする大規模な自然災害が全国各地で頻発、激甚化しており、地域が一丸となった災害対策が求められている。そうした中、災害初動期の公助による応急対策の限界により、自助・共助の役割の重要性が改めて注目されている。こうした地域住民による顔の見える関係性・コミュニティによる防災力の向上及び楽しみながら防災についての知識を習得し、防災意識の高揚につなげてもらうことを目的に本事業を開催した。今年度は水害をメインのテーマとして本事業を実施した。

【実施期間】 令和7年10月～12月

【実施場所】 常総市内小学校6校

【主 体】 常総市、株式会社シンク

【実施内容】 ・レスキュータイムアタック（共助）・キャットサイクルレース（復旧）
・ウォーターレスキュー（水害発生時における共助）・防災知識トレーニング（知識取得・啓発）



来年度以降に実施予定の取組内容

同取り組みを継続実施予定。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

住民参加型広域避難訓練

令和7年度 of 取組状況

○ 台風による洪水を対象とし、避難指示等発令に着目した常総市からつくば市への広域避難訓練を実施した。また、同地区在住の避難行動要支援者の方にも訓練に参加していただき、個別避難計画の実効性の確認及び計画の更新を実施した。

【開催日】 令和7年10月11日(日)9時30分～11時30分

【訓練対象地区】 常総市三妻地区

【訓練会場】 豊里柔剣道場:つくば市今鹿島4262

【訓練内容】

9時30分 避難指示発令(常総市三妻地区)防災行政無線

広域避難開始:対象地区(常総市三妻地区約60名参加)*車移動

9時30分～避難所受け入れ開始

避難所到着後・・・順次、避難所に避難し、受付及び避難所設営を実施

○受付は、実災害時担当部署が対応

○受付後に、避難者が協力し間仕切りテント及びエアベッドの設営を行う(設営補助は、職員及び防災士が担当)

○避難行動要支援者へのヒアリング(避難経路の確認や計画更新について)

11時15分～避難所設営終了

警察挨拶及び講評



来年度以降に実施予定の取組内容

訓練対象地区を変更し、同様の訓練を実施予定。対象地区によっては、つくば市との開設避難所の選定・検討を予定。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●小学生を対象とした防災教育の実施

令和7年度の取組状況

○市内小学校で毎年実施し、災害時の避難行動について理解を深めるため
マイタイムライン作成講座を実施した。(令和2年度より継続実施)

【目的】

- ・地域と継続的な地域連携の防災訓練を実施することで、地域と学校の繋がりを強化する。
- ・地域に関する体験活動を通じ、児童の危機管理能力を高める。

【参加者】

小学校児童、学校職員、取手市役所

【内容】

- ・マイタイムライン作成講座



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

小中学校における出前講座や防災授業の実施

令和7年度 of 取組状況

○出前講座や授業の枠の中で水害における防災知識の普及啓発を行った。

○学年に合わせて講座形式、ワークショップ形式など、効果的に学習できる方法で実施した。

○今年度、水防災を含む内容で実施した学校は以下のとおり。

(みどりの学園義務教育学校、大穂中学校、上郷小学校、柳橋小学校、葛城小学校)

来年度以降に実施予定の取組内容

○継続して防災教育や知識の普及に取り組んでいく。

○特に地域に洪水浸水想定区域のある学校においては、具体的な避難行動をイメージできるような内容になるよう工夫していく。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■共助の仕組み強化のための取組

洪水浸水想定区域内の区会に対し、地区防災計画の作成支援を行うとともに、住民参加の避難訓練を実施

令和7年度の実施状況

○小貝川の洪水浸水想定区域内の下高良田地区に対し、昨年度に引き続き地区防災計画の作成支援を実施した。

○上記の下高良地区の住民とともに洪水を想定した避難訓練を実施した。

避難訓練は地区の防災無線で避難指示の合図を発信した上、住民が最寄りの指定避難所(真瀬小学校)に避難する流れで実施した。

※参加者:住民13名、県警2名、職員5名



来年度以降に実施予定の実施内容

○市内の洪水浸水想定区域内の区会に対する地区防災計画の作成支援を継続するとともに、計画に基づいた避難訓練を実施する。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

水防災に関する普及・啓発活動の実施

令和7年度取組状況

○啓発イベントの実施及びブース出展

令和7年11月13日に市内商業施設にて、市主催の啓発イベントを実施した。

また、他団体のイベントにブース出展の協力を行い(5回)、展示、実演等による啓発を実施した。



↑ 商業施設でのイベントの様子



↑ 学校主催イベントの様子



↑ 地域でのイベントの様子

来年度以降に実施予定の取組内容

○継続して多くの市民に対し防災や事前の備えについて考える機会を用意する。

○災害を我がことと考えてもらうためのコンテンツを拡充する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
ロールプレイング等の実践的な訓練を実施、もしくは検討を行う

令和7年度 of 取組状況

○水害対策の場をとらえて、災害対策本部要員(市長、副市長、各部局長、本部連絡員)に対し、会議における報告要領と報告内容案出までの活動、状況判断について図上訓練を実施し、災害対応能力の向上を図った。併せて、災害対策本部内のレイアウト、各セクションの編成について、地域防災計画修正にあたっての検討材料とした。

◇日 時 令和7年7月9日(水) 午後1時30分～午後4時15分

◇参加者 56名



来年度以降に実施予定の取組内容

○災害対策本部要員の役割ごとの活動内容を確認し、対応能力の向上を図る。また、総括班や対策・物資班などの班編成について、効果的な編成について検討を行う。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●マイタイムライン作成講座

✓市内小中学校でのマイタイムライン作成講座を実施

令和7年度の取組状況

○市の防災体制について、皆さんの要請に応じて市の職員が講師として、公民館や集会場等に出向く「坂東市まちづくり出前講座」を実施しています。地震・洪水等の災害等に備えるため、自治会や学校の授業、子供会やPTA活動の一環として、スライドやビデオを使用して、防災に関する基礎知識や対応方法を気軽に学べる講座を実施しています。

2025年 7月4日坂東市立 東中学校	120名 (左)
2025年 9月10日坂東市立 七郷小学校	40名 (中央)
2025年 9月12日坂東市立 中川小学校	30名 (右)



来年度以降に実施予定の取組内容

水害の危機が迫った際の市民の避難等について、市民の避難力の強化を図り、市民及び各機関、事業所等との連携向上を図るために洪水ハザード内での避難訓練とともにを実施する予定です。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- タイムライン等に基づく首長等も参加した実践的な訓練
- ✓全住民を対象とした避難訓練・職員向け図上訓練等を実施

令和7年度の取組状況

■つくばみらい市防災訓練を実施

○災害警戒本部及び情報共有室の設置・運営訓練

災害警戒本部及び情報共有室の設置・運営訓練、仮想の事案を想定した図上訓練
水戸地方気象台・下館河川事務所とのホットライン訓練、

○情報伝達訓練

防災行政無線等による住民への避難情報の発信、
キッチンカー手配訓練や物資調達システムの活用訓練

○避難所開設・運営訓練

避難してきた住民の受入れ訓練、福祉避難所設置訓練、女性に配慮した避難所運営訓練

○避難行動要支援者への避難支援訓練及び搬送訓練

避難行動要支援者への電話連絡による安否確認、避難行動要支援者宅の場所及び経路の確認、
避難行動要支援者である避難者を避難所まで搬送する訓練

○避難所における展示等

防災士によるイベントブース設置、常総警察署による防災講話、避難所テントや備蓄品等の展示、
下館河川事務所提供「水防災に関するパネル」展示、茨城県提供「東日本大震災記録資料」展示

【参加者】

住民56人 市職員・関係団体等132人



情報共有室



避難所の様子



防災士によるイベント

来年度以降に実施予定の取組内容

- 全市民を対象とした防災訓練を実施する予定

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- マイ・タイムライン作成講座の実施
- 出前講座等を活用した講習会の実施
- ✓出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施

令和7年度の実施状況

■マイ・タイムライン作成講座及び防災講座等の実施

自治会・小学校などからの要請を受け、マイ・タイムライン作成講座や出前講座、備蓄品展示等を実施した。

【参加者】※令和8年2月末時点

自治会・自主防災組織・団体(3団体) 149名

小学校(3校) 281名



マイ・タイムライン作成講座



小学生の備蓄品体験



自治会での出前講座

来年度以降に実施予定の取組内容

○自治会等での防災講座を実施していく

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●出前講座等を活用した講習会の実施

✓災害経験者の講師を招き、地域住民に対し講演会を実施

令和7年度 of 取組状況

■消防庁防災意識向上プロジェクトを活用した「つくばみらい市市制施行20周年カウントダウン事業 つくばみらい市防災講演会」の実施

消防庁防災意識向上プロジェクトを活用して、東日本大震災等での体験談などを語る講師を招き、地域住民の防災意識向上を図った。

【参加者】

防災士、自主防災組織、消防団、消防署、民生委員、ボランティアグループなど

145人



防災講演会の様子



展示の様子

来年度以降に実施予定の取組内容

○同様の内容を実施していきたいと考えている。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

マイ・タイムラインを中心とした防災講座の実施

令和7年度の取組状況

○各行政区や、小中学校へ八千代町防災士会によるマイ・タイムライン講座を実施した。

各行政区合計 62名 小中学校合計 206名



来年度以降に実施予定の取組内容

- ・未経験の学校への普及活動
- ・各行政区単位での講座の開催
- ・マイ・タイムラインを活用した危険個所の共有

2) ソフト対策の主な取組 ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ ハザードマップの作成・周知等

- まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充
- ✓ 電柱に想定浸水深看板の設置を実施。

令和7年度の取組状況

○ 洪水時に想定される浸水深を明示した「想定浸水深」の設置を行いました。
近年の気候変動の影響による水害リスクの高まりを踏まえ、町民一人ひとりが平時から浸水リスクを認識し、早期の避難行動につながることを目的としています。
設置した看板には、浸水深を視覚的に分かりやすく表示しており、通行者や町民の方々が日常生活の中で防災情報を認識できるようになっています。
これにより、自宅や生活圏がどの程度浸水リスクを有しているかを直感的に理解することができ、マイ・タイムラインの作成や避難判断の迅速化につながるものとなっています。

設置箇所数: 50箇所

来年度以降に実施予定の取組内容

○ 出前講座などで地域の方々に対して、想定浸水深看板の利活用方法の周知を行う。



2) ソフト対策の主な取組 ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ ハザードマップの作成・周知等

● 防災ガイドブックの更新・周知

令和7年度 of 取組状況

令和7年3月に「利根町防災ガイドブック」及び付属のハザードマップを更新し、町内の全戸へ配布しました。ガイドブックには、水害への備えや土砂災害の情報、指定避難所等の見直し、災害時の情報取得手段など、災害の備えや、災害時の行動をわかりやすく説明しています。

付属のハザードマップは、色味の調整を行い、更に見やすく。従来の利根川、小貝川、霞ヶ浦に加え、新利根川・谷田川(牛久沼)版の追加を行っております。

また新たに、防災ガイドブックとハザードマップにはUni-Voice機能を一部追加し、視覚障がい者や高齢者の方でも災害時の有効な情報を、音声読み上げとテキスト表示で幅広く活用していただけることを目的として作成しました。

Uni-Voice読み上げ画面

防災ガイドブックの作成



※専用のアプリから読み取りが必要

< 読み上げ



文字サイズ:

A A+ A++

速度:

0.9x +



本ガイドブックでは、災害の備えや…

本ガイドブックでは、災害の備えや、災害時の行動を、わかりやすく説明しています。

冊子の1ページ、2ページでは、災害に備えるための、事前準備について必要な情報を掲載しています。災害はいつやってくるかわかりません。事前の備えが重要となってきますので、ひじょうじもちだしひんなど準備しておきましょう。

3ページから10ページでは、風水害に関する情報を掲載しており、とねまちは利根川による水害が一番被害が大きくなる災害なので、避難発令の警戒レベル、気象情報、河川の水位、牛久市への広域避難、マイ・タイムラインについての情報が記載されておりますので、同封されているハザードマッ

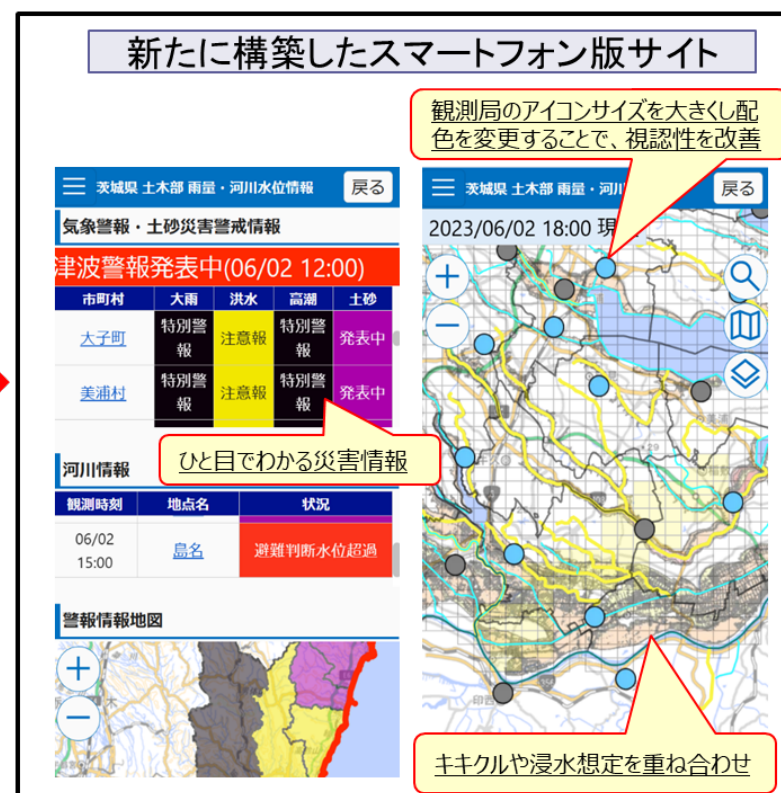
2) ソフト対策の主な取組 ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ 防災教育や防災知識の普及

- 水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供

令和7年度 of 取組状況

- スマートフォンが世の中に広く普及したことから、スマートフォンから災害情報を入手することが多くなっている。そのため、利用者特性や利用場面を踏まえ、スマートフォン端末の性能やサイズによる制約条件を十分に考慮したサイトを新たに構築した。
- 既存のスマートフォンサイトから利便性を大きく向上させ、災害情報が速やかに伝わるサイトを構築した



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●マイ・タイムライン作成授業の実施

令和7年度の取組状況

- 水害時の逃げ遅れによる人的被害ゼロに向け、住民が適切な避難行動を取れるようにするため、「マイ・タイムライン」の普及に努めている。
- 特に令和4年度からは、国や市町村等と連携し、洪水ハザード内にある全小学校において「マイ・タイムライン」の作成授業を実施しており、災害の怖さや自分の命は自分で守る“自助”の大切さを認識してもらうなど、防災教育に取り組んでいる。
- 令和7年度実績：全96校のうち62校について県で講師派遣(※)

※その他は国や市町村等で実施



マイ・タイムライン作成授業の様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)
✓令和8年5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用を開始

令和7年度の取組状況

- 河川氾濫・大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、対象災害ごとに5段階の警戒レベルにあわせて発表する情報として整理(これまで警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくくなっていたが、今回の改善により避難の判断をしやすくなる)
- 運用開始に向け、自治体や報道機関等の防災機関に改善について説明を行い、新たな防災気象情報についての理解を促進
- 防災気象情報の受け手となる住民への普及に向け、各機関へ広報活動の協力等依頼

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

- ・対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設
- ・情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表
(例:レベル4大雨危険警報 等)

新たな防災気象情報の詳細については気象庁HP等参照願います。

URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)
- ✓線状降水帯の予測精度向上に向けた取組

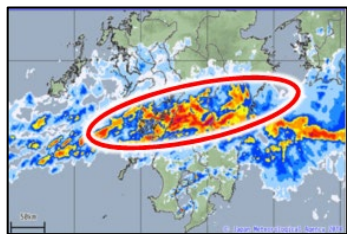
令和7年度の取組状況

- 観測の強化、予測の強化により、線状降水帯に関する情報の段階的な改善を実施
- 令和8年から、2～3時間前を目標にした気象防災速報(線状降水帯直前予測)を提供予定
- 文書情報を補足するものとして線状降水帯による大雨のおそれのある大まかな領域をメッシュ情報で提供

「迫りくる危険から直ちに避難」→情報のリードタイムをのばす

発生情報

令和3年	線状降水帯の発生をお知らせする情報
令和5年	最大 30分 程度前倒し



線状降水帯の雨域を楕円で表示

直前予測

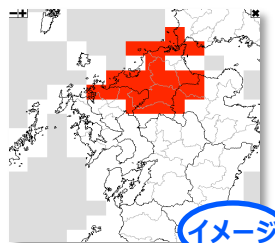
令和8年
2～3時間前を目標に
予測情報を発表

●気象防災速報(線状降水帯直前予測)

〇〇県気象防災速報(線状降水帯直前予測) 第1号
令和〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇気象台発表
(見出し)
〇〇県●●(一次細分区域)では、今後3時間以内に線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性が高まっています。命に危険が及ぶ災害発生の危険度が急激に高まるおそれがあります。

●線状降水帯 予測マップ

補足情報として、線状降水帯による大雨の恐れがある大まかな領域を図情報で表示(予定)



イメージ

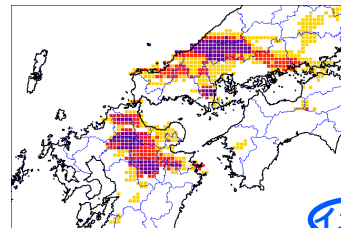
半日前予測

令和4年	地方単位 で予測
令和6年	府県単位 で予測

↓ さらに対象地域を狭める

令和11年

市町村単位で把握可能な危険度分布
形式の情報を提供



イメージ

線状降水帯発生の可能性が
把握可能な分布形式で表示(予定)

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

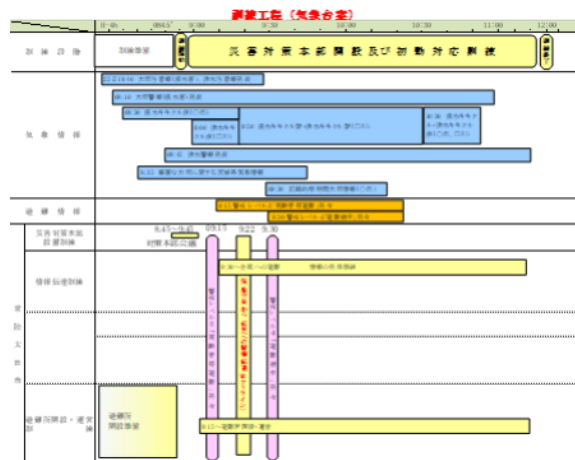
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
- ✓自治体が実施する災害対策本部訓練等に協力

令和7年度の取組状況

○自治体が実施した災害対策本部訓練等において、シナリオ作成等の準備段階から協力し、模擬ホットライン等の実施により、実際の訓練にも参加した。

- 2025年5月10日 令和7年度茨城県・小美玉市避難力強化訓練
- 2025年5月20日 茨城県風水害対応図上訓練
- 2025年6月23日 桜川市災害対策本部運営訓練
- 2025年6月28日 つくばみらい市防災訓練
- 2025年7月26日 令和7年度洪水・土砂災害対応訓練(常陸太田市)



来年度以降に実施予定の取組内容

- 自治体に要請に応じて、訓練等の準備実施協力する

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

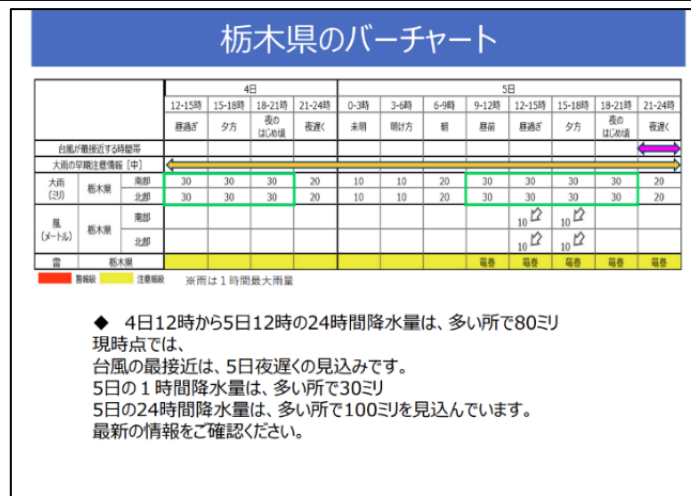
- ・水防災に関する説明会の開催
- ✓台風説明会等を開催する

令和7年度の取組状況

- 台風の接近等に伴う影響や防災上の留意事項について、台風説明会を対面とオンライン形式で下館河川事務所と共同で開催。栃木県関係部局と各市町関係機関等に注意・警戒の呼びかけを行い解説資料を提供。
- 台風説明会等の開催状況(令和7年度 3回実施)
令和7年7月13日(発達する熱帯低気圧)、7月31日(台風第9号)、9月4日(台風第15号)
(7月13日と9月4日は宇都宮地方気象台単独開催)
- 休日前等に早期注意情報[中]以上発表等した場合、栃木県関係部局と各市町関係機関に対し、Web会議を活用し予測状況や警戒事項等を説明し、警戒の呼びかけを実施(令和7年度 7回実施)。



台風説明会後取材の様子



台風説明会資料一部抜粋

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- ・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート
- ✓小中学生を対象に防災教育を実施する

令和7年度の取組状況

- 栃木県教育委員会主催の、とちぎ子どもの未来創造大学「体験気象学」
令和7年8月4日那須町、8月19日宇都宮市、8月20日益子町で開催
- 宇都宮市教育委員会主催の、宮っ子チャレンジウィーク「中学生社会体験学習」
令和7年11月11日～13日宇都宮地方気象台で開催し中学生5名参加
- 上記の防災教育において、気象庁や気象台の業務説明や気象実験等を実施し、防災知識の啓発等を実施



とちぎ子どもの未来創造大学の様子



宮っ子チャレンジウィークの様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 水防災に関する説明会の開催
- ✓水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施

令和7年度の取組状況

○住民等への情報発信を担う報道機関を含めた防災機関で構成する茨城防災気象連絡会において、防災気象情報に関する説明を行ったほか、協議会における講演、市町村が実施する避難訓練の中での講話やブース展示の機会をいただき、水防災に関する啓発を実施した。

2025年5月10日 令和7年度茨城県・小美玉市避難力強化訓練
 2025年5月25日 令和7年度鉾田市総合防災訓練
 2025年6月13日 日立港安全対策協議会総会
 2025年6月27日 茨城防災気象連絡会
 2025年6月29日 令和7年度水害から命を守るための避難訓練
 (かすみがうら市)
 2025年7月 3日 久慈川・那珂川洪水予報業務に関する説明会
 (常陸河川国道事務所との共催)

2025年7月 6日 令和7年度鹿嶋市総合防災訓練
 2025年7月14日 大洗港入出港安全対策協議会総会
 2025年7月24日 鹿島港災害対策協議会台風等対策専門部会
 2025年7月26日 令和7年度取手市水害時避難想定訓練
 2025年8月30日 令和7年度ひたちなか市総合防災訓練
 2025年11月30日 令和7年度結城市総合防災訓練
 2026年1月18日 令和7年度石岡市総合防災訓練
 2026年3月14日 美浦村防災訓練



来年度以降に実施予定の取組内容

○自治体等からの要請に応じて、講話やブース展示を実施し防災気象情報の普及に努める

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 水防災に関する説明会の開催
- ✓小学生を対象とした防災教育の実施

令和7年度の取組状況

○実験や疑似体験を通じて防災知識を学ぶお天気フェアを関係機関と共催し、小学生も含めた子供たちへの防災知識を普及に取り組んだ。また、水戸まちなかフェスティバルなど自治体等が主催するイベントにおいてブース出展を行い、子供に訴求する実験等から、関連した防災知識の学習へ導入するよう務めた。

- 2025年5月3日 水戸まちなかフェスティバル(ブース出展)
- 2025年6月8日 環境フェスティバル那珂2025(ブース出展)
- 2025年6月28日 エコフェスひたち(ブース出展)
- 2025年9月28日 常総水害から10年 防災イベント(ブース出展)
- 2025年10月4日 お天気フェア2025(共催:常陸河川国道事務所、
下館河川事務所、一般社団法人 日本気象予報士会、協力:茨城県(防災・危機管理課)、日立市天気相談所、一般財団法人 日本気象協会、地球ウォッチャーズ ー気象友の会ー)
- 2025年11月1日 地磁気観測所一般公開(ブース出展)
- 2025年11月8日、9日 防災ファミリーフェス2025(ブース出展)



来年度以降に実施予定の取組内容

○定例の広報行事のほか、自治体等からの要請に応じて、イベントに参加し防災気象情報の普及に努める

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 水防災に関する説明会の開催
✓出前講座を活用した講習会の実施

令和7年度 of 取組状況

○出前講座を実施し、防災気象情報の普及啓発を行った。

2025年6月25日 水戸市新荘市民センター
2025年7月14日 龍ヶ崎市立城ノ内小学校
2025年7月23日 県立伊奈特別支援学校
2025年8月6日 放課後等デイサービス ころっぽころっぽ
2025年8月20日 東電用地株式会社茨城支社
2025年8月30日 つくば市地域防災リーダー研修
2025年9月3日 筑西市総合福祉センター防災訓練

2025年9月9日 行方市民生委員児童委員協議会
2025年10月17日 ひたちなか市防火安全協会
2025年11月26日、27日 常陸太田市役所
2025年11月28日 水戸市常磐市民センター
2025年12月8日 光輝学園防災マップ実行委員会
2025年12月18日 筑波メディカルセンター
2026年1月16日 鉾田市社会福祉協議会



来年度以降に実施予定の取組内容

○自治体等からの要請に応じて、講話やブース展示を実施し防災気象情報の普及に努める

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●地域の防災リーダーの育成

✓防災士要請講座への協力、地域防災リーダー向け研修への協力

令和7年度の取組状況

○自治体が実施する防災士養成講座に講師として参加し、防災士の育成に協力した。また、自治体が行う地域防災リーダー向け研修へ講師として参加した。

2025年7月12日、11月23日 いばらき防災大学

2025年7月17日 令和7年度自主防災組織リーダー研修会(坂東会場)

2025年7月27日 令和7年度中高生向け防災士養成研修

2025年8月30日 令和7年度日立市防災士養成講座

2025年8月30日 つくば市地域防災リーダーミーティング

2026年2月 6日 令和7年度自主防災組織リーダー研修会(防災士向け)



来年度以降に実施予定の取組内容

○自治体等からの要請に応じて、地域の防災リーダーの育成に協力する

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

●ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用

✓ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する

令和7年度取組状況

○国土地理院では、関係各機関が作成した災害リスク情報などの防災情報をまとめて閲覧できるようにしたウェブサイト「ハザードマップポータルサイト」を運営している。

○関東地方測量部では、「重ねるハザードマップ」に自然災害伝承碑を掲載する取組を実施した。



来年度以降に実施予定の取組内容

○「重ねるハザードマップ」へ自然災害伝承碑を掲載する取組を継続する。

ハザードマップ
ポータルサイト



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●水害記録の伝承

✓自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」に掲載する

令和7年度の取組状況

○自然災害伝承碑を「地理院地図」や「重ねるハザードマップ」に掲載する取組を実施した。

取組目的

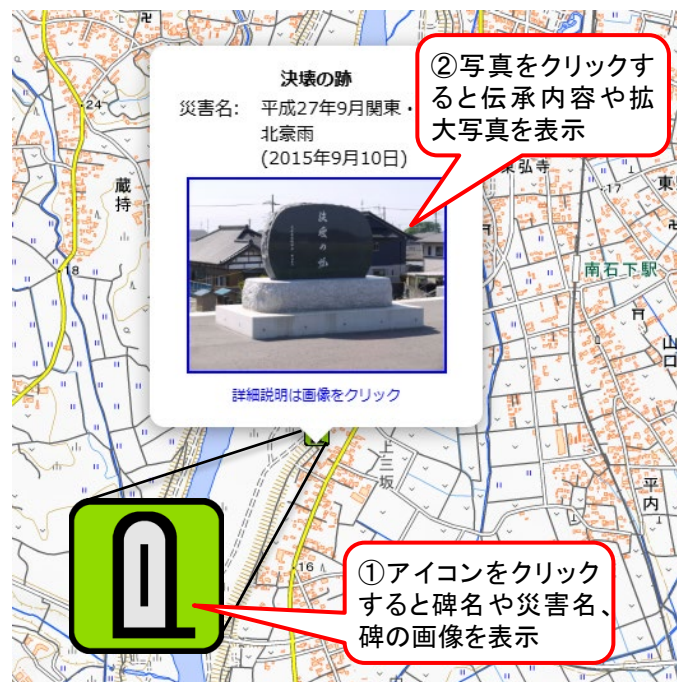
国土地理院では、過去に発生した自然災害の様相や被害状況等が記載されている石碑やモニュメントのことを「自然災害伝承碑」と呼び、令和元年度から国土地理院の刊行・提供する地図に掲載しています。

自然災害伝承碑は被災場所に建てられていることが多く、これらを地図に掲載することで過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指しています。

地図掲載状況

2026年1月29日現在

全国	675	市区町村	2413	基
下流域協議会	6	市	21	基



自然災害伝承碑を示すアイコン

概要	
碑名	決壊の跡
災害名	平成27年9月関東・東北豪雨 (2015年9月10日)
災害種別	洪水
建立年	2017
所在地	茨城県常総市三坂町
伝承内容	平成27年(2015)9月10日、関東地方から東北地方にかけて多数の線状降水帯が次々と発生し、鬼怒川で堤防が決壊した。市域の約3分の1が浸水、決壊地点では建物が流失し、浸水が解消するまでに10日間を要した。
制限事項	

来年度以降に実施予定の取組内容

○自然災害伝承碑を地理院地図等に掲載する取組を継続する。

自然災害伝承碑について



1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 鬼怒川の対策
- 小貝川の対策

令和7年度の取組状況

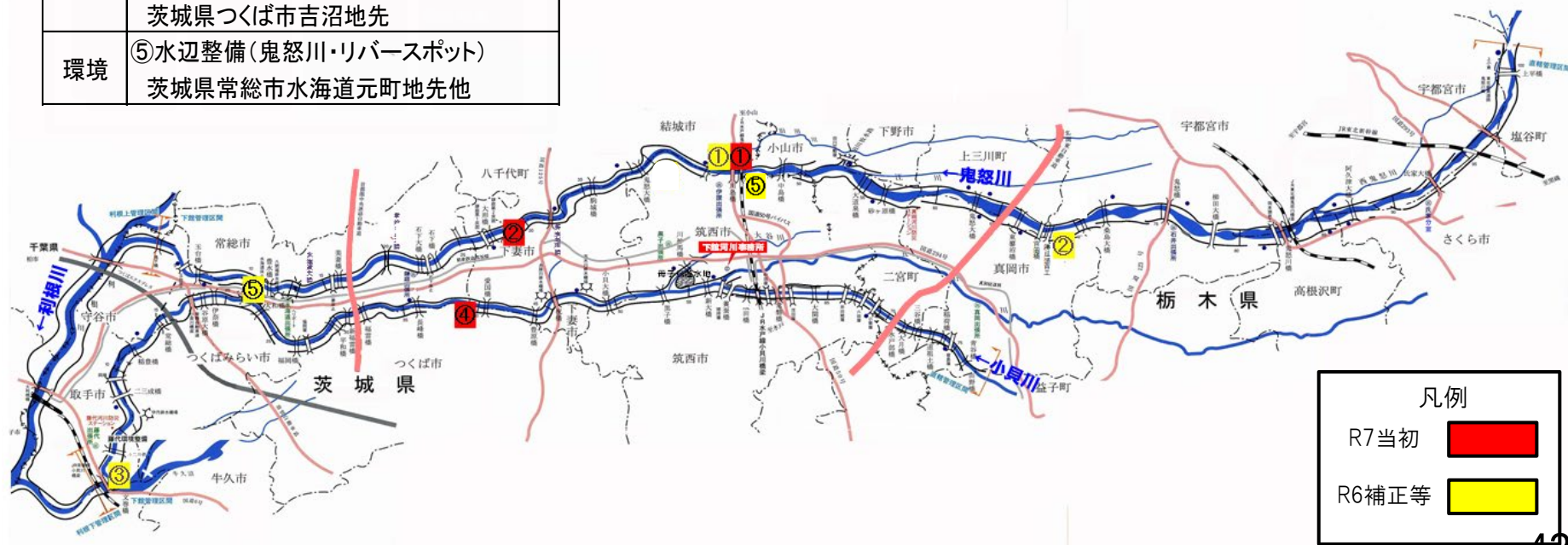
治水	①田川合流点改修(鬼怒川) 茨城県結城市久保田地先他
	②侵食対策(鬼怒川) 栃木県真岡市下龍谷地先他
	③樋管改築(小貝川) 茨城県取手市新川地先
	④堤防(低水護岸)整備(小貝川) 茨城県つくば市吉沼地先
環境	⑤水辺整備(鬼怒川・リバースポット) 茨城県常総市水海道元町地先他



① 久保田水門(R7年10月完成)



③古八間排水樋管(R7年8月完成)



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 出前講座によるマイ・タイムライン作成講座の実施
- ブース出展による防災知識の普及・防災意識の向上

令和7年度 of 取組状況

○マイ・タイムライン講習会の実施

外国人を含む様々な地域の方や小学生を対象にマイ・タイムライン講習会を実施した。



令和7年6月1日
下妻市避難訓練



令和7年10月10日
常総市石下小学校
4～6年生(約170名)

○自治体等主催イベントでのブース出展

パネル・災害対策車両の展示やパンフレット配布を通して、水防災に関する普及啓発を行った。



令和7年6月1日
筑西市防災訓練



令和7年10月4日
水戸地方気象台
お天気フェア

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鬼怒川・小貝川下流域の減災に係る取組方針

平成 2 8 年 5 月 1 1 日

(令和元年 5 月 3 0 日一部改定)

(令和 3 年 2 月 1 9 日一部改定)

(令和 4 年 3 月 1 7 日一部改定)

(令和 8 年 6 月 5 日一部改定)

鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、
坂東市、つくばみらい市、八千代町、利根町、茨城県、東日本旅客鉄道株式会社、関東
鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、気象庁、国土地理院、
国土交通省関東地方整備局

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このような災害を繰り返さないために、鬼怒川及び昭和 61 年に堤防決壊被害を受けた小貝川下流域の沿川 10 市町（結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町）と茨城県、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 2 月 17 日に「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。また、平成 29 年度より、古河市、坂東市、利根町が協議会に加わった。

本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における災害対応の状況とその課題を踏まえ、令和 2 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、その結果を平成 28 年 5 月 11 日に、「鬼怒川・小貝川下流域の取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

また、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成 31 年 1 月 29 日に改定された。このような情勢を踏まえ、本協議会では、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画改定を反映し、令和元年 5 月 30 日に取組方針の一部改定を行った。

令和 2 年度は、東日本旅客鉄道株式会社、関東鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社の鉄道事業者が協議会に加わった。本協議会では、これまでの取組方針に対し、令和 7 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、取組方針の一部改定を行った。

また、令和 8 年度は、これまでの取組状況を振り返るとともに、気候変動により激甚化・頻発化する水害に対応するため、本流域における課題と概ね 5 年間で実施する取組を改めて整理し、取組方針の改定を行った。

引き続き、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
古 河 市	市 長
結 城 市	市 長
龍ヶ崎市	市 長
下 妻 市	市 長
常 総 市	市 長
取 手 市	市 長
つくば市	市 長
守 谷 市	市 長
筑 西 市	市 長
坂 東 市	市 長
つくばみらい市	市 長
八 千 代 町	町 長
利 根 町	町 長
茨 城 県	防災・危機管理部防災・危機管理課長
〃	土木部河川課長
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	執行役員 水戸支社長
関東鉄道株式会社	鉄道部 取締役（鉄道担当）
真岡鐵道株式会社	代表取締役社長
首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部長
気 象 庁	宇都宮地方気象台長
〃	水戸地方気象台長
国土地理院	関東地方測量部長
国土交通省関東地方整備局	下館河川事務所長

3. 鬼怒川・小貝川の概要と主な課題

鬼怒川は、その上流に急峻な山々が連なり、河川勾配が急なため降雨の影響を受けやすいという特徴がある。一方、小貝川流域は平地が多く、河川勾配が緩やかなため、洪水が流れにくいという特徴がある。

昭和 61 年 8 月洪水では、小貝川において計画高水位を大幅に上回る大出水となり、堤防決壊等により下館市（現筑西市）や石下町（現常総市）において約 40km²が浸水し、浸水家屋は 4,500 戸に及ぶ甚大な被害が発生した。このため、直轄河川激甚災害特別緊急事業により堤防と母子島遊水地を整備している。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川流域において台風 18 号及び台風から変わった低気圧に向って南から湿った空気が流れ込み、9 月 9 日から 10 日にかけて、鬼怒川では、基準地点石井上流域の流域平均 24 時間雨量が観測史上最も多い 410mm を記録した。また、流量についても平方地点及び鬼怒川水海道地点において、観測史上最大となった。

この洪水により、常総市三坂町地先において堤防から越水した後に決壊し、堤防近傍の多くの家屋が倒壊・流失したほか、同市若宮戸地先等で溢水が発生し、常総市においては市の約三分の一に相当する約 40km²が浸水した。

さらに、避難の遅れ等により多くの住民が孤立し、約 4,300 人が救助される事態となった。

また、浸水の影響等により常総市内の避難場所への避難が困難となったことから、緊急的に隣接市と調整を行い、避難者の半数以上が市外の避難場所へ避難することとなった。

一方、水防活動は各地で実施されたが、多くの箇所でも漏水・溢水・内水氾濫が生じたことに加え、水防活動の担い手である消防団が避難の呼び掛けや誘導等も実施する必要があったことから、必ずしも全ての箇所で土のう積み等の水防活動ができたわけではなかった。

また、浸水域の排水は、堤防決壊直後から全国から集まった最大 51 台の排水ポンプ車等により 24 時間体制で行われたが、浸水域が広範囲に及んだことから宅地及び公共施設の浸水を解消するまでに 10 日間を要した。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨によって発生した鬼怒川での水害の主な課題は、以下のとおりである。

- 多くの住宅地を含む広範囲が長時間にわたり浸水したこと
- 堤防決壊に伴い発生した氾濫流により、堤防近傍の多くの家屋が倒壊・流失したこと
- 避難指示等の発令が遅れたこと

- 近年の洪水氾濫では類を見ないほどの多数の孤立者が発生したこと
- 土のう積み等の水防活動が必ずしも十分に実施できなかったこと
- 緊急的な調整により設置された市外の避難場所に、避難者の半数以上が避難したこと

4. 『鬼怒川緊急対策プロジェクト』

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨において、被害の大きかった鬼怒川下流域（茨城県区間）の沿川の 7 市町（結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町）及び茨城県、国土交通省関東地方整備局が主体となり、ハード対策とソフト対策が一体となった緊急的な治水対策を『鬼怒川緊急対策プロジェクト』として実施。

『鬼怒川緊急対策プロジェクト』では、

- ① ハード対策として、再度災害防止を目的に、決壊した堤防の本格的な復旧、高さや幅が足りない堤防の整備（嵩上げや拡幅）、洪水時の水位を下げるための河道掘削などを平成 27 年度から令和 2 年度まで緊急的・集中的に実施。
- ② ソフト対策として、タイムラインの整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくりなどに速やかに着手し、継続的に取り組む。

これによって、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨と同規模の豪雨に対し、再度災害防止を図るとともに、施設の能力を上回る洪水等による氾濫が発生することを前提として、鬼怒川緊急対策プロジェクトのハード対策完了後も引き続き、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指す。

5. 現状の取組状況

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難指示等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分に出来なかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。

本協議会では、このような認識のもと、各構成員における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出した結果を以下に示す。

① 情報伝達等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項 目	現状○と課題●	取組項目との整合
想定される浸水リスクの周知	○洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を下館河川事務所ホームページ等で公表している。	C
	○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを継続している。	E2・3・5
	○地域住民による防災意識向上のため、「自然災害伝承碑」の情報を国土地理院ホームページに公表している。	E1
	○洪水防災に関わる情報を、生活空間である” まちなか” に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」の整備を進めている。	C1
	○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。また、住まい方の工夫、企業 BCP などへの浸水リスク情報の活用として、「水害リスクマップ」、「多段階の浸水想定図」を公表している。	C2
	●ハザードマップ等に記載されている内容が十分に認識されていない。	C1・3・6・8 E6・F2
	●ハザードマップ等の多言語化などを進める必要がある。	C6
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容について	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、下館河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	C3
	○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。	C3
	○危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを整備し、配信している。	C4

	○大雨特別警報の警報への切替時に「洪水への警戒呼びかけ」の改善として今後の洪水の見込みについての情報発表を行うこととしている。	C
	●水位や危険度等の様々な情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるには、情報の内容をわかりやすく伝える取り組みが必要である。	C3・8 D2 E2・3・5
避難指示等の発令について	○避難指示は、洪水予報や水位情報等を基本とし、地域防災計画に記載された内容を踏まえて発令している。	—
	○自治体において、避難指示の発令に着目したタイムラインの作成をしており、実際の出水や訓練等で活用し、必要に応じて見直しを実施している。	D1・3
	●基本的には、対象の基準水位観測所の水位により避難指示等の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければいけないこともあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている。	C5 D2・3
	●夜間や早朝における避難指示等の発令がされた場合、円滑かつ迅速な避難ができない恐れがある。	D1・2 E4
避難場所、避難経路について	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。	C
	○マイ・タイムライン作成時に避難場所や避難経路等を確認し、予め決めておくことが重要であることを伝えている。	E2
	○大規模水害に関する広域避難計画を策定し、13市町で協定を締結している。	—
	●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切にできないことが懸念される。	E2・4
住民等への情報伝達の方法について	○水位や危険度等の情報は、川の防災情報やキキクルの他、各メディア等を通じて複数の手段により提供している。	C4・5
	○避難情報を防災無線、広報車、SNS、防災アプリなど複数の手段により伝達している。	C7・8
	○暴風雨時でも、屋内にて確実に情報提供が可能な戸別受信機（防災ラジオ）を導入し、配付をすすめている地域がある。	C7
	●旅行者や外国人、通信機器がない世帯、高齢者など一部の住民には伝わらない場合もある。	C3・8
	●防災無線や広報車は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。	C7
避難誘導體制について	○避難誘導は、職員、警察、水防団員（消防団員）が実施している。	—

	○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。	F4
	●住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くするための取り組みが必要である。	E2・3・4 5・6 F6
	●要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めているが、今後、計画を作成した施設に対する避難訓練の支援が必要である。	F1・3・4
	●広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導體制など、自治体間の連携が必要である。	D1・3 H1
	●個別避難計画の作成率を向上させていくことが必要である。	F1・3・5

※各項目の課題●のアルファベットは、後述の「7. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応している。

② 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	取組項目との整合
河川水位等に係る情報の提供について	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して「水防警報」を発令している。	—
水防活動に係る情報の提供について	○出水期前に、国、県、市町、水防団（消防団）、地域住民等と重要水防箇所の共同点検を実施している。	G3
	●共同点検等を実施しているが、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定制・共有に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。	G3・4
水防活動の実施体制について	○出水時の河川等の巡視など水防活動を行う水防団（消防団）が避難誘導等の任務も担っている。	G
	●水防団員が減少・高齢化等しており、限られた時間・人員の中で広域な巡視の確実な実施と安全確保が難しくなっている状況にある。	B1・G
	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	B1・G4
水防資機材の整備状況について	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。	B
	○迅速化、省力化を図るため、新技術を活用した水防資機材等の整備を進めている。	B1
	○大規模災害等の発生時に国土交通省から被災自治体ヘリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行っている。	—
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○自治体庁舎の浸水対策や自家発電装置の耐水化等を実施している。	B2
	○大規模水害時に浸水等による機能の低下・停止を最小限にとどめるために業務継続計画（BCP）を作成している。	—
	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する場合がある。	B2
	●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。	E4

※各項目の課題●のアルファベットは、後述の「7. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応している。

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	取組項目との整合
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。	H
	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。	H
	○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を作成している。	H1
	○排水施設等に関わる情報等の連絡体制が確立している。	H
	○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。	H
ダム等の危機管理型の運用について	○洪水被害の発生につながるような豪雨が予測される場合に、利水容量の一部を事前に放流することで洪水調節容量を実質的に増やして洪水に備える事前放流を実施することとしている。	—

※各項目の課題●のアルファベットは、後述の「7. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応している。

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	取組項目との整合
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○計画に対し堤防断面や河道断面が不足している区間の整備を行ってきている。	A1

6. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和 12 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、鬼怒川・小貝川において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

7. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、これまで実施した内容に加えて、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・取組機関・実施時期については、以下のとおりである。

主な取組項目	取組機関	実施時期	課題との整合
■洪水を河川内で安全に流す対策			A
・堤防等河川管理施設の整備	関東地整	継続して実施	A1
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			B
・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	市町、県 関東地整	必要に応じて実施	B1
・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	市町 関東地整	必要に応じて実施	B2

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・取組機関・実施時期については、以下のとおりである。

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	取組機関	実施時期	課題との整合
■水害リスク情報の充実			C
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	市町	継続して実施	C1
・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	市町 国土地理院	継続して実施	C2
・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	市町、県 関東地整	継続して実施	C3

・水位計やライブカメラ映像のリアルタイム提供	県 関東地整	継続して実施	C4
・水害リスクラインによる水位情報の提供	関東地整	継続して実施	C5
・ハザードマップの機能向上 (デジタル化やユニバーサルデザイン化等)	市町	必要に応じて 実施	C6
・防災行政無線の改良・防災ラジオ等の配布	市町	必要に応じて 実施	C7
・住民の避難行動を促進させる情報を伝達するための SNS 等の整備	市町、県 関東地整	必要に応じて 実施	C8
■水害対応タイムライン等の作成			D
・自治体単位でのタイムラインの作成・更新	市町	継続して実施	D1
・防災気象情報の改善に伴うタイムライン等の見直し	市町、県 気象庁 関東地整	R 8 年度から 順次実施	D2
・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	D3
■水害リスクの自分事化、防災教育を通じた人材育成			E
・水害記録の伝承	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	継続して実施	E1
・あらゆる主体へのマイ・タイムラインの普及及び防災教育、講習会等の実施	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	継続して実施	E2
・防災教育等において、各種防災情報の入手方法や内容の理解促進を図る	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	E3
・住民参加の避難訓練等の実施	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	E4
・地域の防災リーダー及びマイ・タイムラインリーダーの育成	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	E5

・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	継続して実施	E6
■共助の仕組み強化のための取組			F
・防災部局だけでなく高齢者福祉部局や多文化共生部局等についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施	市町、県 関東地整	継続して実施	F1
・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置	市町	継続して実施	F2
・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	市町	継続して実施	F3
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の促進	市町、県 関東地整	継続して実施	F4
・個別避難計画の作成及び実効性を確保する取組の促進	市町、県	継続して実施	F5
・自主防災組織の促進及び支援等の検討	市町、県	継続して実施	F6

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	取組機関	実施時期	課題との 整合
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化			G
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	市町	継続して実施	G1
・水防団同士の連絡体制の確保	市町	継続して実施	G2
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	G3
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	市町、県 関東地整	継続して実施	G4
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	市町	継続して実施	G5
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	市町	継続して実施	G6

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目	取組機関	実施時期	課題との 整合
■排水訓練の実施			H
・緊急排水計画に基づく排水訓練の実施見直し等	市町、県 関東地整	継続して実施	H1

8. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、減災対策協議会は全国で実施されているため、今後、その他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時取組方針を見直すこととする。

新旧対応表（下流域）

ページ	改定案	現 行
表紙(p1)	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鬼怒川・小貝川下流域の減災に係る取組方針 平成 2 8 年 5 月 1 1 日 (令和元年 5 月 3 0 日一部改定) (令和 3 年 2 月 1 9 日一部改定) (令和 4 年 3 月 1 7 日一部改定) (令和 8 年 6 月 5 日一部改定) 鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、 坂東市、つくばみらい市、八千代町、利根町、茨城県、東日本旅客鉄道株式会社、関東 鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、気象庁、国土地理院、 国土交通省関東地方整備局 1	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鬼怒川・小貝川下流域の減災に係る取組方針 平成 2 8 年 5 月 1 1 日 (令和元年 5 月 3 0 日一部改定) (令和 3 年 2 月 1 9 日一部改定) (令和 4 年 3 月 1 7 日一部改定) 鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、 坂東市、つくばみらい市、八千代町、利根町、茨城県、東日本旅客鉄道株式会社、関東 鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、気象庁、国土地理院、 国土交通省関東地方整備局 1

ページ	改定案	現 行
1.はじめに(p2)	1. はじめに 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。 このような災害を繰り返さないために、鬼怒川及び昭和 61 年に堤防決壊被害を受けた小貝川下流域の沿川 1 0 市町（結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町）と茨城県、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 2 月 17 日に「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。また、平成 29 年度より、古河市、坂東市、利根町が協議会に加わった。 本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における災害対応の状況とその課題を踏まえ、令和 2 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、その結果を平成 28 年 5 月 11 日に、「鬼怒川・小貝川下流域の取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。 また、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成 31 年 1 月 29 日に改定された。このような情勢を踏まえ、本協議会では、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画改定を反映し、令和元年 5 月 30 日に取組方針の一部改定を行った。 令和 2 年度は、東日本旅客鉄道株式会社、関東鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社の鉄道事業者が協議会に加わった。本協議会では、これまでの取組方針に対し、令和 7 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、取組方針の一部改定を行った。 また、令和 8 年度は、これまでの取組状況を振り返るとともに、気候変動により激甚化・頻発化する水害に対応するため、本流域における課題と概ね 5 年間で実施する取組を改めて整理し、取組方針の改定を行った。 引き続き、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。 なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。 2	1. はじめに 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。 このような災害を繰り返さないために、鬼怒川及び昭和 61 年に堤防決壊被害を受けた小貝川下流域の沿川 1 0 市町（結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町）と茨城県、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 2 月 17 日に「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。また、平成 29 年度より、古河市、坂東市、利根町が協議会に加わった。 本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における災害対応の状況とその課題を踏まえ、令和 2 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、その結果を平成 28 年 5 月 11 日に、「鬼怒川・小貝川下流域の取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。 また、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成 31 年 1 月 29 日に改定された。このような情勢を踏まえ、本協議会では、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画改定を反映し、令和元年 5 月 30 日に取組方針の一部改定を行った。 また、令和 2 年度に、東日本旅客鉄道株式会社、関東鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社の鉄道事業者が協議会に加わった。本協議会では、これまでの取組方針に対し、令和 7 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、取組方針の一部改定を行った。 引き続き、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。 なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。 2

ページ

2.本協議会の構成員(p3)

改定案

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
古 河 市	市 長
結 城 市	市 長
龍ヶ崎市	市 長
下 妻 市	市 長
常 総 市	市 長
取 手 市	市 長
つくば市	市 長
守 谷 市	市 長
筑 西 市	市 長
坂 東 市	市 長
つくばみらい市	市 長
八 千 代 町	町 長
利 根 町	町 長
茨 城 県	防災・危機管理部防災・危機管理課長
〃	土木部河川課長
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	執行役員 水戸支社長
関東鉄道株式会社	鉄道部 取締役（鉄道担当）
真岡鐵道株式会社	代表取締役社長
首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部長
気 象 庁	宇都宮地方気象台長
〃	水戸地方気象台長
国土地理院	関東地方測量部長
国土交通省関東地方整備局	下館河川事務所長

3

現 行

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
古 河 市	市 長
結 城 市	市 長
龍ヶ崎市	市 長
下 妻 市	市 長
常 総 市	市 長
取 手 市	市 長
つくば市	市 長
守 谷 市	市 長
筑 西 市	市 長
坂 東 市	市 長
つくばみらい市	市 長
八 千 代 町	町 長
利 根 町	町 長
茨 城 県	防災・危機管理部防災・危機管理課長
〃	土木部河川課長
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	執行役員 水戸支社長
関東鉄道株式会社	鉄道部 常務取締役
真岡鐵道株式会社	代表取締役社長
首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部長
気 象 庁	宇都宮地方気象台長
〃	水戸地方気象台長
国土地理院	関東地方測量部長
国土交通省関東地方整備局	下館河川事務所長

3

ページ	改定案	現 行
5.現状の取組状況 (p6～10)	全ての表を刷新 主な修正内容 ・現状○と課題●について再整理(別紙 1) ・「取組項目との整合」を新たに追加、各項目のアルファベットは、後述の「7. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応	

ページ	改定案	現 行
6.減災のための目 標(p11)	6. 減災のための目標 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和12年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 【5年間で達成すべき目標】 鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。 ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態 ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態 上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、鬼怒川・小貝川において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組	6. 減災のための目標 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 【5年間で達成すべき目標】 鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。 ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態 ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態 上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、鬼怒川・小貝川において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

ページ	改定案	現 行
7.概ね 5 年で実施する取組(p12～15)	全ての表を刷新 以下に、主な修正内容を記載 ・主な取組項目の再整理(別紙 2) ・これまでの「目標時期」は「実施時期」に表現を修正 ・取組項目の修正に伴い、「取組機関」「実施時期」を修正 ・「課題との整合」を新たに追加	

5. 現在の取組状況

別紙 1

No.	項目	改定案	現 行
		現状○と課題●	現状○と課題●
① 情報伝達等に関する事項			
1	想定される浸水リスクの周知	○洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を下館河川事務所ホームページ等で公表している。	○洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を下館河川事務所ホームページ等で公表している。
2		○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを継続している。	○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを実施している。
3		○地域住民による防災意識向上のため、「自然災害伝承碑」の情報を国土地理院ホームページに公表している。	○地域住民による防災意識向上のため、「自然災害伝承碑」の情報を国土地理院ホームページに公表している。
4		○洪水防災に関わる情報を、生活空間である"まちなか"に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」の整備を進めている。	○洪水防災に関わる情報を、生活空間である町の中に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」を整備している。
5		○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。また、住まいの方の工夫、企業BCPなどへの浸水リスク情報の活用として、「水害リスクマップ」、「多段階の浸水想定図」を公表している。	○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。
6		(削 除)	○想定最大外力に基づいた洪水を対象に、広域避難計画を反映したハザードマップを整備し、住民に配布等している。
7		●ハザードマップ等に記載されている内容が十分に認識されていない。	●浸水想定区域図等が浸水リスクとしてまだ十分に認識されていない。
8		●ハザードマップ等の多言語化などを進める必要がある。	—
9	洪水時における河川水位等の情報提供等の内容について	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、下館河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、下館河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。
10		○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。	○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。
11		○危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを整備し、配信している。	○危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを整備し、配信している。
12		(削 除)	○水位等の情報を「川の防災情報、SNS、NHKデータ放送、ヤフー」など複数の手段により提供している。
13		○大雨特別警報の警報への切替時に「洪水への警戒呼びかけ」の改善として今後の洪水の見込みについての情報発表を行うこととしている。	○大雨特別警報の警報への切替時に「洪水への警戒呼びかけ」の改善として今後の洪水の見込みについての情報発表を行うこととしている。
14		(削 除)	○指定河川洪水予報の発表演習を定期的実施している。
15		●水位や危険度等の様々な情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるには、情報の内容をわかりやすく伝える取り組みが必要である。	●様々な手段により水位等の情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるためには、継続的な取り組みが必要である。
16	避難指示等の発令について	○避難指示は、洪水予報や水位情報等を基本とし、地域防災計画に記載された内容を踏まえて発令している。	○避難指示等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。
17			○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難指示等の発令を行っている。
18		○自治体において、避難指示の発令に着目したタイムラインの作成をしており、実際の出水や訓練等で活用し、必要に応じて見直しを実施している。	○自治体において、避難指示の発令に着目したタイムラインの作成をしており、実際の出水や訓練等で活用し、必要に応じて見直しを実施している。
19		●基本的には、対象の基準水位観測所の水位により避難指示等の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければいけないこともあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている。	●基本的には、対象の基準水位観測所の水位により避難指示等の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければいけないこともあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている。
20		●夜間や早朝における避難指示等の発令がされた場合、円滑かつ迅速な避難ができない恐れがある。	●夜間や早朝における避難指示等の発令がされた場合、円滑かつ迅速な避難ができない恐れがある。
21		(削 除)	●早め（明るいうち）の避難指示等の発令を判断するために、より先のより精度の高い気象予報情報の入手が必要である。
22		(削 除)	●基準水位観測所の受け持ち区間を対象に避難指示等を発令すると、避難対象地域が必要以上に広範囲となる傾向があるため、住民の避難行動には結びついていない。
23	避難場所、避難経路について	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。
24		○マイ・タイムライン作成時に避難場所や避難経路等を確認し、予め決めておくことが重要であることを伝えている。	○マイ・タイムラインによる自分の逃げ方計画を作成している。
25		○大規模水害に関する広域避難計画を策定し、13市町で協定を締結している。	○大規模水害に関する広域避難計画を策定し、13市町で協定を締結している。
26		(削 除)	●避難経路が水害ハザードマップには記載されていない。
27		●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切にできないことが懸念される。	●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切にできないことが懸念される。
28		(削 除)	●新型コロナウイルス等による感染症対策として、避難所の収容人数の制限や感染症対策を講じた運営などの対応が必要である。
29		(削 除)	●堤防が決壊した場合等の想定される浸水域、浸水深などの避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民にはまだ十分に認知されていない。
30		○水位や危険度等の情報は、川の防災情報やキキクルの他、各メディア等を通じて複数の手段により提供している。	○水位等の情報を「川の防災情報、SNS、NHKデータ放送、ヤフー」など複数の手段により伝達している。
31		○避難情報を防災無線、広報車、SNS、防災アプリなど複数の手段により伝達している。	○避難情報を防災無線、広報車、SNS、防災アプリなど複数の手段により伝達している。

No.	項目	改定案	現 行
		現状○と課題●	現状○と課題●
32	住民等への情報伝達の方法について	○暴風雨時でも、屋内にて確実に情報提供が可能な戸別受信機（防災ラジオ）を導入し、配付をすすめている地域がある。	○暴風雨時でも、屋内にて確実に情報提供が可能な戸別受信機（防災ラジオ）を導入し、配付をすすめている地域がある。
33		●旅行者や外国人、通信機器がない世帯、高齢者など一部の住民には伝わらない場合もある。	●旅行者や外国人、通信機器がない世帯、高齢者など一部の住民には伝わっていない。
34		●防災無線や広報車は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。	●風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
35	避難誘導体制について	○避難誘導は、職員、警察、水防団員（消防団員）が実施している。	○避難誘導は、職員、警察、水防団員（消防団員）が実施している。
36		○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。	○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。
37		（ 削 除 ）	○大規模水害に関する広域避難計画を策定し、１３市町で協定を締結している。
38		●住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。	●住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。
39		（ 削 除 ）	●職員、警察、水防団員（消防団員）それぞれの役割が明確になっていない。
40		●要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めているが、今後、計画を作成した施設に対する避難訓練の支援が必要である。	●要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めているが、今後、計画を作成した施設に対する避難訓練の支援が必要である。
41		●広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導体制など、自治体間の連携が必要である。	●広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導体制など、自治体間の連携が必要である。
42		●個別避難計画の作成率を向上させていくことが必要である。	—
② 水防に関する事項			
43	河川水位等に係る情報の提供について	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して「水防警報」を発令している。	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して「水防警報」を発令している。
44	水防活動に係る情報の提供について	○出水期前に、国、県、市町、水防団（消防団）、地域住民等と重要水防箇所の共同点検を実施している。	○出水期前に、国、県、市町、水防団（消防団）、地域住民等と重要水防箇所の共同点検を実施している。
45		●共同点検等を実施しているが、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。	●共同点検等を実施しているが、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。
46	水防活動の実施体制について	○出水時の河川等の巡視など水防活動を行う水防団（消防団）が避難誘導等の任務も担っている。	○河川巡視等の水防活動を行う水防団（消防団）が避難誘導等の任務も担っている。
47		●水防団員が減少・高齢化等しており、限られた時間・人員の中で広域な巡視の確実な実施と安全確保が難しくなっている状況にある。	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
48		●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される
49	水防資機材の整備状況について	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。
50		○迅速化、省力化を図るため、新技術を活用した水防資機材等の整備を進めている。	○迅速化、省力化を図るため、新技術を活用した水防資機材等の整備を進めている。
51		○大規模災害等の発生時に国土交通省から被災自治体ヘリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援を行っている。	○大規模災害等の発生時に国土交通省から被災自治体ヘリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援を行っている。
52	自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○自治体庁舎の浸水対策や自家発電装置の耐水化等を実施している。	○自治体庁舎の浸水対策や自家発電装置の耐水化等を実施している。
53		○大規模水害時に浸水等による機能の低下・停止を最小限にとどめるために業務継続計画（BCP）を作成している。	○大規模水害時に浸水等による機能の低下・停止を最小限にとどめるために業務継続計画（BCP）を作成している。
54		●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する場合がある。	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する場合がある。
55		●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。	●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。
③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事			
56	排水施設、排水資機材の操作・運用について	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。
57		○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。
58		○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を作成している。	○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を作成している。
59		○排水施設等に関わる情報等の連絡体制が確立している。	○排水施設等に関わる情報等の連絡体制が確立している。
60		○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。	○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。
61	ダム等の危機管理型の運用について	○洪水被害の発生につながるような豪雨が予測される場合に、利水容量の一部を事前に放流することで洪水調節容量を実質的に増やして洪水に備える事前放流を実施することとしている。	○洪水被害の発生につながるような豪雨が予測される場合に、利水容量の一部を事前に放流することで洪水調節容量を実質的に増やして洪水に備える事前放流を実施することとしている。
62		（ 削 除 ）	●洪水調節容量を効果的に活用するための検討や、さらなる柔軟な対応が求められる。
④ 河川管理施設の整備に関する事項			
63	堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○計画に対し堤防断面や河道断面が不足している区間の整備を行ってきている。	○計画に対し堤防断面や河道断面が不足している区間の整備を行ってきている。

7. 概ね5年で実施する取組

別紙2

1) ハード対策の主な取組

No.	改訂案		現 行	
	大項目	主な取組項目	大項目	主な取組項目
1	■洪水を河川内で安全に流す対策	<鬼怒川> 堤防等河川管理施設の整備	■洪水を河川内で安全に流す対策	<鬼怒川> ・決壊箇所の堤防整備 ・溢水箇所の堤防整備 ・漏水箇所の堤防整備
2		<小貝川> 堤防等河川管理施設の整備		<小貝川> ・堤防整備等
3		—		<八間堀川> ・八間堀川の河川改修
4	(削 除)	(削 除)	■危機管理型ハード対策	<小貝川> ・天端の保護 ・裏法尻の補強
5	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	(削 除)	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備
6		(移 動)		・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布
7		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備
8		(削 除)		・簡易水位計や量水標、簡易型河川監視カメラの設置
9		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化

2) ソフト対策の主な取組

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組

No.	改訂案		現 行		
	大項目	主な取組項目	大項目	主な取組項目	
10	■水害リスク情報の充実	(削 除)	■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（鬼怒川・小貝川・八間堀川）の公表	
11		(削 除)		・広域避難計画の策定	
12		(削 除)		・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	
13		・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充		・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	
14		(移 動)		・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	
15		・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用		・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	
16		・プッシュ型の洪水予報等の情報発信		—	
17		・水位計やライブカメラ映像のリアルタイム提供		—	
18		・水害リスクラインによる水位情報の提供		—	
19		・ハザードマップの機能向上（デジタル化やユニバーサルデザイン化等）		—	
20		・防災行政無線の改良・防災ラジオ等の配布		—	
21	・住民の避難行動を促進させる情報を伝達するためのSNS等の整備	—			
22	■水害対応タイムライン等の充実	・自治体単位でのタイムラインの作成・更新	■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	・避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	
23		・防災気象情報の改善に伴うタイムライン等の見直し		・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	
24		・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練		・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のしやすさをサポート）	
25	①②をまとめ【自助】 ■水害リスクの自分事化、防災教育を通じた人材育成	(削 除)	① ■防災教育や防災知識の普及	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	
26		(削 除)		・水防災に関する説明会の開催	
27		・水害記録の伝承		・水害記録の伝承	
28		・あらゆる主体へのマイ・タイムラインの普及及び防災教育、講習会等の実施		■防災教育や防災知識の普及	・教員を対象とした講習会の実施
29					・小学生を対象とした防災教育の実施
30					・出前講座等を活用した講習会の実施
31		・防災教育等において、各種防災情報の入手方法や内容の理解促進を図る			・プッシュ型の洪水予報等の情報発信
32					・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供
33					・水害リスクラインによる水位情報の提供
34		・住民参加の避難訓練等の実施			② ■災害を我がことと考えるための取組
35		(削 除)		・マイ・タイムライン作成講座の実施	
36		・地域の防災リーダー及びマイ・タイムラインリーダーの育成		・地域の防災リーダーの育成	
37		・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施			・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施

38	■共助の仕組み強化のための取組	・防災部局だけでなく高齢者福祉部局や多文化共生部局等についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施	■共助の仕組み強化のための取組	・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施
39		・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置		・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置
40		・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施		・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施
41		・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の促進		—
42		・個別避難計画の作成及び実効性を確保する取組の促進		—
42		・自主防災組織の促進及び支援等の検討		—

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

No.	改訂案		現 行	
	大項目	主な取組項目	大項目	主な取組項目
43	■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
44		・水防団同士の連絡体制の確保		・水防団同士の連絡体制の確保
45		・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検		・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検
46		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施
47		・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進		・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進
48		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

No.	改訂案		現 行	
	大項目	主な取組項目	大項目	主な取組項目
49	■排水訓練の実施	(削 除)	■緊急排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画（案）を作成
50		・緊急排水計画に基づく排水訓練の実施と見直し等		・緊急排水計画（案）に基づく排水訓練の実施

項目	事項	内容	取組機関	古河市	結城市	龍ヶ崎市	下妻市	常総市	取手市	つくば市	守谷市	筑西市	坂東市	つくばみらい市	八千代町	利根町	茨城県	気象庁	国土地理院	関東地整
1)ハード対策の主な取組																				
■洪水を河川内で安全に流す対策																				
		堤防等河川管理施設の整備	関東地整	・該当なし	・見直しを検討する。 【R8年度～】						・該当なし		・該当なし		＜鬼怒川＞ ・太田地区等排水路の修繕を継続的に行っている。					・河川整備計画に基づき順次実施する。 ・各施設の機能が十分に発揮できるよう維持管理を適切に行う。
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																				
		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	市町、県 関東地整	・該当なし		・水槽ポンプ車の購入【H27年度】 ・大型水のう、止水板の購入【R6年度】 ・大型水のう、止水板の展開訓練実施【R6年度～】	水防資機材の補充・追加等の際には、新技術を活用した水防資機材による配備充実を図る。	・新技術を活用した水防資機材等の整備を進める【R8年度～】	・排水ポンプ車の購入		・該当なし	・新技術を活用した水防資機材等の整備を検討する	・整備を検討中		・ドローンを水防活動の一環として活用できるよう整備予定		・新技術を活用した水防資機材を追加配備			・水のう(15m/本)18本を藤代出張所に配備済(H28年度) ・土のう等の備蓄資材を必要に応じて補充するなど維持管理を適切に行う。
		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	市町 関東地整	・浸水想定区域外の三和庁舎を災害対策本部としている 三和庁舎に非常用発電機(72時間稼働可)を設置。		・龍ヶ崎市役所庁舎附属棟完成【H28.6月】 ・龍ヶ崎市役所庁舎保健福祉棟完成【R7.4月】 ・龍ヶ崎市防災備蓄倉庫(旧給食センター)完成【R7.4月】	対象施設:下妻市庁舎 現状:電気設備は庁舎塔屋(5階相当)に設置 庁舎位置は洪水ハザードマップ浸水想定域外 以上により耐水化済	・非常用電源設備の浸水対策を実施済。 【H28年度済】	対象施設:取手市役所本庁舎 対応:浸水想定区域外にあり、平成17年より非常用電源については96時間を確保以上により対象なし	・つくば市役所は浸水想定区域ではないため対象なし	・止水板、防水扉の設置や、防水壁、排水設備の強化を検討していく。	・自家発電装置は庁舎屋上に設置されており、耐水化対応済	・整備済み	・庁舎設置自家発電機装置のかさ上げを実施済み。 自家発電装置の耐水対策について検討する。	・対象施設:八千代町役場本庁舎 対応:・H17年度施工 ・庁舎の耐水性確認済(浸水想定区域外) 以上のため対象なし	・利根町役場は浸水想定区域ではないため対象なし			・横山救急排水施設(常総市横山)については耐水化対策済み ・他の施設については、耐水壁等の対策は実施済みだが、全体的な改修に合わせた耐水対策を予定	

項目	事項	内容	取組機関	古河市	結城市	龍ヶ崎市	下妻市	常総市	取手市	つくば市	守谷市	筑西市	坂東市	つくばみらい市	八千代町	利根町	茨城県	気象庁	国土地理院	関東地整
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																				
■水害リスク情報の充実																				
		・まるとまごちとハザードマップ整備・拡充	市町	・該当なし		・検討【～R5年度】 ・予算化【R6年度】 ・浸水が想定される地域の道路等に立つ電柱を選定し、表示看板を設置【R7年末】	・避難所看板の更新及び公衆施設や電柱を中心に水位表示看板の設置を検討中	・H28年度に設置。今後も継続して実施。 【R8年度～】	・洪水浸水想定図の公表後、検討を行い、公衆施設や電柱を中心に、表示看板の設置予定【R7年度～】				・河川沿いや浸水が想定される地域の電柱に標高を表示【H24～25】	・指定避難所に一目で避難できる災害種別が分かるように標識を設置済み。 ・その他の取組についても検討する。	・令和6年度に更新、見直しを行い現在合計50か所に設置している。 ・今後も拡充を検討していく。	・R5.6年度の2か年で実施済み 想定浸水深看板 ・R5年度:25箇所設置 ・R6年度:25箇所設置				
		・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	市町 国土地理院	・視覚障がい者向けに「重ねるハザードマップ」のリンクをホームページに掲載している。		・出前講座での周知・活用【H28年度～】			・実施を検討する		・該当なし		・予定なし			・窓口への来庁者に対し、二次元コードを印刷したハザードマップの配布を行い、手持ちの端末でハザードエリアが確認できることを周知している。			・ハザードマップポータルサイト及び地図情報等の活用により周知をサポート【H28年度～】	
		・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	市町、県 関東地整	・該当なし	・令和7年度より民間防災アプリとの連携により、情報発信が可能となった。	・市公式防災アプリ「防災龍ヶ崎」運用開始(PUSH型通知あり)【R4年度～】			・実施を検討する		・該当なし	・市公式LINEや情報メール一斉配信サービスによる情報発信を実施している	・予定なし				・整備済み(必要に応じて更新を行う)			・整備済(維持管理を適切に行う)
		・水位計やライブカメラ映像のリアルタイム提供	県 関東地整	・該当なし		・市公式防災アプリ「防災龍ヶ崎」に、河川水位情報、河川カメラ画像の閲覧機能を追加(防災マップ内に観測地点アイコン表示) 【R5年度～】			・市のHP等で各河川事務所の河川カメラを案内する		・該当なし		・予定なし				・整備済み(必要に応じて更新を行う)			・整備済(維持管理を適切に行う)
		・水害リスクラインによる水位情報の提供	関東地整	・該当なし					・市のHPで水害リスクラインの案内をする		・該当なし		・予定なし							・整備済(維持管理を適切に行う)
		・ハザードマップの機能向上(デジタル化やユニバーサルデザイン化等)	市町	・古河生活べんりマップでデジタル版ハザードマップを掲載している	・令和4年度にWEB版ハザードマップを導入した。	・市公式防災アプリ「防災龍ヶ崎」の防災マップ内にハザードマップ機能【R4年度～】	・更新等に合わせてやさしい日本語、多言語対応等について検討する。	・市公式防災アプリ「防災龍ヶ崎」の防災マップ内にハザードマップ機能【R4年度～】	・ハザードマップ更新に併せて内容の機能向上を検討する	・音声版ハザードマップを提供予定【R7～】 ・市の公開型GISにハザードエリア情報を掲載予定【R8～】	・福祉部局など関連部局との連携により、視覚障がい者にも伝わるハザードマップの検討を行う。		・浸水想定区域を表示したハザードマップを作成し全戸配布【H30年度】 ・ハザードマップの改定に合わせて、デジタル及びユニバーサルデザイン化、また多様性表示における機能向上のハザードマップ策定について、検討中。	・市公式防災アプリにハザードマップを機能【R3年度～】	・市のHPやSNS、災害伝言等のQRコードを掲載し、情報を気軽に確認できるようにしている。	・ハザードマップにユニボイスの機能を登録済み				
		・防災行政無線の改良・防災ラジオ等の配布	市町	・今年度防災無線の機能強化更新を行っている。		・デジタル音声システムの導入 ・高性能スピーカーへの更新 ・老朽化した放送塔の入れ替え ・防災行政無線と各種SNSとの同時配信システムの構築 ・難聴地区の希望者に対し、戸別受信機の貸与 ・防災無線放送テレフォンサービスの開始・周知【R3年度】	・防災ラジオ・アプリ・メール等の情報配信手段について継続的に広報を実施し、配布数・登録者数の増加を図る。	・防災行政無線に加え、R3年度より実施している防災ラジオの運用を継続して実施。 【R8年度～】	・デジタル防災行政無線完備から別システムへの更新作業を行う【R8～】	・デジタルMCA防災行政無線から別システムへの更新作業を行う【R8～】	・防災ラジオの配布について検討を行う。	・難聴地域に防災行政無線戸別受信機を配布 ・次期防災行政無線の検討	・防災行政無線として、個別受信機における防災ラジオを導入し、有償配布。 【H28年度～】	・防災行政無線のデジタル化を実施済み。 ・避難行動要支援者等に対し戸別受信機を貸与している。 引き続き維持管理等を実施する。	・令和7年度から順次行う子局更新 ・町民への戸別受信機の設置検討	・防災行政無線のデジタル化を実施済み。【H29年度～】				
		・住民の避難行動を促進させる情報を伝達するためのSNS等の整備	市町、県 関東地整	・古河市公式LINE、Yahoo!防災アプリ、古河市防災・防犯メールで情報を発信する体制を整えている。	・令和4年度にWEB版ハザードマップを導入した。	・市公式防災アプリ「防災龍ヶ崎」の防災マップ内にハザードマップ機能【R4年度～】	・避難所開設・避難情報発令等の情報について、市公式HP・LINEを活用して伝達を実施する。	・市民の平時利用率の高いLINE公式アカウント内の防災機能強化を継続して実施。 【R8年度～】	・導入を検討する	・危機管理課Xアカウント、市情報アプリ、情報配信サービス(電話/FAX/SMS)、登録制メール等で避難行動を促す情報を配信	・守谷市独自のアプリを活用し、防災情報を迅速かつ的確に住民に伝達していく。	・市公式LINEや情報メール一斉配信サービスによる情報発信を実施している	・各種SNS(LINE【R3～】、Facebook【H24～】、情報メール【H22～】等)等による市民への情報伝達を継続的に実施する。	・市防災アプリ・LINE・X・Facebookを用いて避難行動促進のための手段を構築している。 ・引き続き維持管理等を実施する。	・防災行政無線へのYahoo!災害情報追加	・防災危機管理課専用アカウントではないが、町のXとFBにて情報を発信している。	【継続実施】 ・県公式LINE、Xによる情報発信を実施中			・LINEを利用した「避難行動促進ツール」など、作成に必要な情報の提供や支援を行う。
■水害対応タイムライン等の充実																				
		・自治体単位でのタイムラインの作成・更新	市町	・古河市版マイ・タイムラインを作成済み。法改正等状況が変わり次第都度更新している。		・「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした小貝川・利根川における龍ヶ崎市の避難指示等に着目したタイムライン」を作成・更新【H28年度作成済、R2年度・R3年度更新あり】	・策定済 ・防災気象情報の体系整理に伴う見直しを検討中	・訓練等を通じ、適宜見直し【R8年度～】	・現行のタイムラインの改善を検討	・つくば市タイムラインの作成【R5.4末】	・予定なし	・作成済。更新について検討していく	・タイムラインの策定【H30.1末】 ・タイムラインの更新【R5.5末】	・庁内各部署に応じたタイムライン作成を実施する。	・タイムラインの策定	・避難情報等の変更があった際に更新を行う【令和8年度～】	・国、市町と協同し、策定を支援【H28.5末】	・自治体からの問合せ、相談に対応。		
		・防災気象情報の改善に伴うタイムライン等の見直し	市町、県 気象庁 関東地整	・令和8年度対応予定。		・見直しを検討する。 【R8年度～】	・防災気象情報の体系整理に伴う見直しを検討中	・必要に応じ修正。 【R8年度～】	・現行のタイムラインの改善を検討		・国や県の動向を注視しながら、適宜対応していく。	・新しい気象情報の改善に伴うタイムライン等の改善を検討していく	・新しい防災気象情報の変更に伴い、タイムラインを更新予定。	・タイムラインの改修に取り組んでいく。	・タイムラインの更新	・実施を検討していく【令和8年度～】	・住民に配布するマイ・タイムライン様式の見直し ・職員の動員配備基準等の見直し	・気象情報を改善し運用。自治体が行うタイムライン等の見直しを支援。		・「逃げキッド」や関連する資料等の修正を行う。
		・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	市町、県 気象庁 関東地整	・市長も参加する災害対策本部図上訓練を年2～3回実施している。		・総合防災訓練(水害対応)の実施【R5年度、R7年度】	・風水害を想定した災害対策本部設置図上訓練を継続的に実施中【H28年度～】	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施。 【R8年度～】	・ロールプレイング等の実践的な訓練実施の検討	・職員の図上訓練を行う【H28年度】	・毎年全職員を対象とした発災型防災訓練を実施している。今後はタイムラインに基づく訓練を実施していく。	・毎年避難訓練及び災害対策本部の図上訓練を実施している	・ロールプレイング等の実践的な訓練を必要に応じて実施。 【H28年度～】	・実践的な訓練を引き続き実施する。	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施。	・年に1度、防災訓練を実施【令和8年度～】	・図上型防災訓練のモデルの構築 ・訓練への参加【H28年度～】	・自治体が実施する訓練への参加や支援。		・トップセミナーの開催 ・ホットライン訓練の実施 ・自治体訓練に参加【継続実施】

項目	事項	内容	取組機関	古河市	結城市	龍ヶ崎市	下妻市	常総市	取手市	つくば市	守谷市	筑西市	坂東市	つくばみらい市	八千代町	利根町	茨城県	気象庁	国土地理院	関東地整
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																				
■水害リスクの自分事化、防災教育を通じた人材育成																				
		・水害記録の伝承	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	・該当なし		・「小貝川堤防決壊40年シンポジウム～龍ヶ崎市市民防災フェア2021～」,「小貝川堤防決壊のパネル展」の開催【R4.8月済】	・市内の自然災害伝承碑について継続的に情報収集	・水害の記憶、教訓の風化を防ぐための防災教育、水害の蘇花式を実施。 【R8年度～】	・HP等で啓発を検討する		・災害発生時の電子記録を体系的に整理・保管し、それを基に防災対策に活用していく。		・予定なし	・市内3カ所の自然災害伝承碑を国土地理院ホームページに掲載している。 その他の水害時の写真を掲載し、伝えていく。	・小中学校や地域団体等のマイタイムライン講座の際に、過去の水害時の写真を掲載し、伝えていく。	・自然災害伝承碑の確認・登録 【令和8年度～】	【継続実施】 ・県HPに災害記録を掲載 https://www.data.jma.go.jp/utsunomiya/bousai/kisyouaigai.htm	・宇都宮地方気象台のHPに掲載している。 https://www.data.jma.go.jp/utsunomiya/bousai/kisyouaigai.htm	・「自然災害伝承碑」の情報を地形図等に掲載 【R元年度～】	・出前講座等において、過去の水害を知って頂く。
		・あらゆる主体へのマイ・タイムラインの普及及び防災教育、講習会等の実施	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	・地域防災勉強会や出前講座を毎年実施し、マイ・タイムラインの普及に取り組んでいる。	・市民向け講習会の開催(継続)	・「マイ・タイムライン作成講座」の実施【H28年度～】	・避難訓練、防災教育、出前講座等によるマイ・タイムライン講座の継続実施	・自治会におけるマイ・タイムライン作成会や小中学校等での防災教育の実施を継続。 【R8年度～】	・小中が学校を主に講習会の実施を検討	・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域のある区会に対し、マイ・タイムライン様式の配布を行った。継続して区会や学校等に対し出前講座を実施していく。	・町内会や学校など、地域からの要請に応じ、防災教育や講習会などの出前講座を実施していく。	・市職員に対する研修の実施	・学校や自治会等からの要請により、出前講座等を実施。また、市広報誌においても周知。	・自治会や学校などの要請に応じ、防災出前講座やマイ・タイムライン作成講座などを引き続き実施していく。	・小中学校へのマイ・タイムライン講座、地区ごとへの防災訓練などを行っていく。 ・各イベントの際にマイ・タイムランのチラシ配布。	・住民向けのマイ・タイムライン作成講習会実施 【令和8年度～】	【継続実施】 ・洪水ハザード内の全小中学校を対象にマイ・タイムライン授業を実施 ・要請に応じて出前講座を実施	・気象庁ワークショップ等で、仮想の町や実際のハザードマップでキックル等を用い、危険度に応じた模擬避難訓練を実施。	・地理院地図等を活用した防災教育コンテンツの提供【H28年度～】	・あらゆる主体へのマイ・タイムラインの普及に向けて、関係機関と連携し、情報提供や講習会等の支援を行う。
		・防災教育等において、各種防災情報の入手方法や内容の理解促進を図る	市町、県 気象庁 関東地整	・学校へ出前講座を実施し説明している。	・連携済みの防災アプリ説明会を行った。(継続)	・出前講座の実施【H28年度～】	・各種機会における防災情報発信手段周知チラシの継続配付 ・広報誌による定期的な啓発の継続	・継続して実施。 【R8年度～】	・小中が学校を主に講習会の実施を検討	・出前講座等において防災情報の具体的な入手方法の説明を行っていく。	・町内会や学校など、地域からの要請に応じ、防災教育や講習会を実施していく。	・出前講座等により情報の入手方法等について教育	・防災講座等を通じて、防災情報の入手方法や内容の理解促進を実施。	・防災出前講座の周知のほか、災害発生が見込まれる前の市民への注意喚起の際に防災情報リンク案を掲載し周知している。	・マイ・タイムライン講座や街頭キャンペーン、秋祭りなどのイベントの際に資料や説明を行い促進を図る。	・地区への出前講座で防災情報の取得方法を周知する 【令和8年度～】	【継続実施】 ・マイ・タイムライン授業や出前講座において理解促進を図る		・出前講座等においては、各種防災情報の理解促進に努める。	
		・住民参加の避難訓練等の実施	市町、県 気象庁 関東地整	・水害対応総合訓練で実際に自家用車やバスで浸水想定区域外へ避難する実動訓練を毎年実施している。	・市の水防訓練内において住民が参加した避難訓練を行った。(継続)	・「洪水からの避難訓練」実施【R6年度～】 ・総合防災訓練(水害対応)【隔年(他の年は地震対応)】	・水害想定のある住民避難訓練の継続実施	・継続して実施。 【R8年度～】	・浸水想定区域の住民を対象に毎年実施	・「地区防災計画作成区会」の住民とともに水害を想定した避難訓練を実施していく。	・地域で実施される避難訓練に協力するとともに、市が実施する防災訓練について周知を行い、参加を呼びかける。	・毎年実施している	・市主催の防災訓練において、避難行動訓練や防災啓発を実施。また、住民(自治会)主体の避難訓練等の実施を支援。	・全市民対象の避難行動確認訓練および浸水想定区域の住民を対象にした避難訓練を毎年実施している。	・全体的防災訓練にくわえ、地区ごとに分かれた訓練を実施していく。	・牛久市の協力のもと、大規模水害を想定した牛久市への広域避難訓練の実施 ・年に1度町と自主防災組織(地区)との防災訓練実施【令和8年度～】	・訓練への参加および支援を行う。		・関係機関の要請により、訓練に参加し、各種情報連絡等の支援を行う。	
		・地域の防災リーダー及びマイ・タイムラインリーダーの育成	市町、県 気象庁 関東地整	・防災士を対象とした地域防災勉強会を開催し、より防災の専門性の高い内容の勉強会を実施して、地域の防災リーダーを育成している。	・市民向け講習会の開催(継続)	・防災士によるマイ・タイムライン講座の実施【R5年度～】	・市内防災士との連携体制を構築中【R7～】	・地域の防災リーダーとなる防災士の育成と、マイ・タイムラインリーダーの育成を継続。 【R8年度～】	・自主防災会や防災士に対して教育の実施を検討する	・地域防災リーダーミーティングを実施し、地域防災の担い手に対する啓発を行った。継続して取り組みを進めている。	・地域の防災力向上の担い手となる防災士を育成するため、防災士の資格取得にようする経費の一部を補助している。	・防災士資格取得に対し補助を実施。 ・防災士の登録制度を開始	・住民から構成される自主防災組織や防災士を対象に、防災リーダーやマイ・タイムラインリーダーの育成を検討中。	・防災士に対し市防災訓練への協力要請を行うなど、引き続き育成の取組を実施する。	・自主防災組織への防災士資格取得補助金制度を実施 ・年に1度町と自主防災組織(地区)との防災訓練実施【令和8年度～】	【継続実施】 ・「いばらき防災大学」により防災士を育成	・防災士養成講座や自主防災組織研修会において、防災知識や防災気象情報の活用等について普及啓発を実施。 ・自治体担当者との打合せにおいて、「気象防災アドバイザー」制度の説明を推進。		・出前講座等を通じて、人材育成を促進する。	
		・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	・庁舎にポスターを掲示し普及・啓発に努めている。		・ポスターの掲示		・期間中の啓発パネル展示、ポスター掲示等の継続	・市役所構内に懸垂幕を掲示。 【R8年度～】	・水防月間に積極的な広報を実施する	・イベント等の機会を利用してポスター展示等を行う。	・広報紙やホームページなどで継続的に普及・啓発を行っていく。	・水防訓練を実施	・毎年度、水防災意識強化週間において、市広報誌において周知。	・期間中の啓発パネル展示、ポスター掲示等の継続	・ポスターの掲示	【継続実施】 ・水防発展を開催し、河川情報システムや水防工法等を掲示し、県民に対し防災知識を周知	・防災気象情報の改善内容を積極的に周知する。	・水防災意識強化週間ポスターの掲示 【R元年度～】	・ポスターやパンフ等を配布し、自治体と連携した広報活動を継続する。
■共助の仕組み強化のための取組																				
		・防災部局だけでなく高齢者福祉部局や多文化共生部局等についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施	市町、県 関東地整	・福祉部局や多文化共生部局と共同して、住民参加型の訓練を実施している。		・情報共有を検討する。	・水防に関する情報共有を継続的に実施	・福祉部局や多文化共生部局への情報共有を検討。 【R8年度～】	・関係部署との協議を実施していく		・関係部局と横断的に情報共有を図っていく。	・福祉部局と連携し、防災訓練を実施している。多文化共生部局等との連携も検討していく	・関係部局との情報を共有	・引き続き検討する。	・他の部局への情報提供を行い、連携を強め協議会への参加を図っていく。	・今後、要検討 ・研修会等には担当部署が防災部局と一緒に合同参加している【令和8年度～】	【継続実施】 ・協議会に限らず、各部局と連携のうえ防災対策を推進			・関係機関の要請により、必要な情報提供や支援等を行う。
		・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置	市町	・全庁舎(5庁舎)の窓口や出前講座開催時、個別避難計画作成説明時など、あらゆる場面でハザードマップを配布している。		・継続実施	・継続して実施。 【R8年度～】	・今後ハザードマップ等を配布していく		・地域包括支援センターに限らず、出入機関にハザードマップの掲示や防災関連のパンフレットの設置を進める。	・地域包括支援センターとの連携を推進する	・坂東市総合防災マップを設置。	・引き続き実施する。	・今後も地域包括センターに資料を置けるよう、連携強化に努めていく。	・利根町社会福祉協議会に防災関連のパンフレット等を設置済み、最新情報の更新を実施 【令和8年度～】					
		・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	市町	・福祉事業所を対象とした勉強会を福祉部署と共同で毎年実施している。		・継続実施	・福祉専門職等と連携した個別避難計画の作成を継続。 【R8年度～】	・関係部署との協議を実施していく	・地域包括支援センター・ケアマネジャーを対象とした出前講座を実施する。	・避難行動要支援者の担当部局と連携を行い、当事者への理解促進を図っていく。		・実施を検討中。	・引き続き検討する。	・地域包括支援センター、ケアマネジャーへのマイ・タイムライン講座による理解促進を図っていく。	・担当部署福祉課にて実施。対応未定【令和8年度～】定期的ケアマネ等を対象に研修を実施している					
		・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の促進	市町、県 関東地整	・毎年来作成施設への作成の依頼および全施設を対象とした洪水予報伝達訓練の実施をしている。		・新設された要配慮者施設のうち、避難確保未作成の施設がある場合は、訪問・説明し、計画の作成を依頼している。	・地域防災計画に定めている全施設で計画策定済 ・継続的に施設改築状況を把握し、計画作成及び訓練促進を支援	・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援。 【R8年度～】	・要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成を促す	・計画作成及び訓練実施に関して各所管課に周知を実施。	・実施済。 ・継続して実施する。	・計画作成を推進している	・地域防災計画に位置付け、避難計画作成及び訓練実施を支援。 ・市内の浸水想定区域内の施設は、100%作成済	・要配慮者参加型の避難訓練を計画していく。	・対象施設の避難確保計画作成済み 訓練の実施をお願いし、訓練報告書の提出を求める【令和8年度～】	【継続実施】 ・県の福祉部局と連携のうえ、取組の促進を市町村に働きかけ			・関係機関の要請により、必要な情報提供や支援等を行う。	
		・個別避難計画の作成及び実効性を確保する取組の促進	市町、県	・福祉事業所を対象とした勉強会を福祉部署と共同で毎年実施している。		・個別避難計画(案)の作成【R7年度～】	・民生委員、要配慮者利用施設等と連携し、個別避難計画の作成率向上を図る。	・個別避難計画を作成した要支援者の避難訓練を継続して実施。 【R8年度～】	・福祉部局と連携して個別避難計画の作成を実施	・引き続き、個別避難計画の作成を推進していく。	・引き続き福祉部局と情報共有を図りながら策定に向けて検討を行う。	・個別避難計画の作成を推進している	・担当である保健福祉部局と連携し、進捗状況の確認を実施。未作成対象者の避難方法を自主防災組織等への検討。	・水害地域の個別避難計画に続き、訓練を通しての実行性の確認。	・担当部署福祉課にて実施。対応【令和8年度～】	【継続実施】 ・県の福祉部局と連携のうえ、取組の促進を市町村に働きかけ				
		・自主防災組織の促進及び支援等の検討	市町、県																	

項目	事項	内容	取組機関	古河市	結城市	龍ヶ崎市	下妻市	常総市	取手市	つくば市	守谷市	筑西市	坂東市	つくばみらい市	八千代町	利根町	茨城県	気象庁	国土地理院	関東地整
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																				
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																				
		・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	市町	・古河市防災・防犯メール（登録制メール）による一斉連絡体制を整備している。	・水防訓練の実施(継続)	・総合防災訓練内での水防団等による情報伝達訓練（小貝川）【R5年度～】	・SNSによる連絡体制整備済み	・消防団が水防団を兼務している。年間を通した定期訓練を継続。【R8年度～】	・無線やメールなどを活用し、情報伝達手段を確保する。	・水防団等への連絡体制の再確認を行う。	・情報伝達訓練の実施を検討していく。	・毎年、水防団の夏季訓練時に実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で実施。	・連絡体制を再確認し必要な設備等引き続き検討する。	・消防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・町の防災訓練や合同水防訓練の際に消防団との伝達訓練を実施。一斉メールや無線などを活用し迅速な連絡体制の確保を行う。【令和8年度～】				
		・水防団同士の連絡体制の確保	市町	・毎年連絡先を確認している。	・水防訓練の実施(継続)	・消防団（兼水防団）員が「2組合合同水防訓練」や「3組合合同水防訓練」へ参加することにより、連絡体制の確認や意思疎通を図っている。 （2組合・稲敷地方広域市町村圏事務組合・利根川水系県南水防事務組合） （3組合・上記2組合と常総地方広域市町村圏事務組合）【隔年】	・連絡体制を確保する	・連絡体制を確保する。【R8年度～】	・連絡体制を確保する	・連絡体制を確保する【H28年度～】	・IP無線機、トランシーバーなどの媒体を活用。	・連絡体制を確保する	・幹部団員については、メールや連絡網により、連絡体制を確保。	・引き続き連絡体制を確保する。	・連絡体制を確保する	・水防警戒受持区間が隣接している河内町との連絡体制の確保を実施【令和8年度～】				
		・水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検	市町、県気象庁関東地整	・（利根川・渡良瀬川に対し、）利根川上流河川事務所主催の共同点検に市職員と水防団（消防団）が毎年参加している。	・共同点検への参加(継続)	・共同点検に参加【H28年度～】	・重要水防箇所等の共同点検への水防団参加及び住民周知を継続	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。【R8年度～】	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく【H28.5～】	・引き続き関係者と共同により実施できるよう検討を行う。	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加	・利根川については、重要水防箇所等の共同点検に参加。	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく。	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	・年に1度、国土交通省及び消防団と連携し、重要水防箇所の共同点検を実施【令和8年度～】	【継続実施】 ・市町及び水防団と重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検に参加（令和7年度未実施）。		・重要水防箇所等の共同点検を実施【継続実施】
		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	市町、県関東地整	・境町、坂東市と共同で毎年2市1町合同水防演習を実施している。	・水防訓練の実施(継続)	・水防訓練の実施 ・総合防災訓練の実施【H28～】	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練参加を継続	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練への参加を継続。【R8年度～】	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加【毎年】	・利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝川水防連合体水防訓練に参加。	・毎年、出水期前に水防訓練を実施	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加。	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加していく。	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	・年に1度、二組合合同水防訓練や三組合合同水防訓練を実施【令和8年度～】	【継続実施】 ・水防管理団体が行う訓練への参加			・水防管理団体が行う訓練への参加【継続実施】
		・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	市町	・消防団入団の募集広報を実施している。		・消防団（兼水防団）入団促進のための広報実施【随時】	・災害協定の締結と併せて、水防団員の募集を推進	・広報紙やホームページ等で広く募集していく。【R8年度～】	・市ホームページで水防協力団体を募るページを作成し、募集を実施	・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施【H28年度～】	・広報紙やホームページなどで継続的に募集を行う。	・水防協力団体を広報紙やホームページで募集していく。	・ポスター掲示やイベントでのチラシ配布等で、水防団（消防団）の募集を随時実施。	・検討する。	・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施	・広報誌等で消防団員募集の記事を掲載 ・庁舎内にて消防団員募集のチラシ設置、掲載【令和8年度～】				
		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	市町	・市の建設業協会と土のうや資器材の提供に関する災害協定を締結している。		・建設業組合との連携・確認【R6年度～】	・実施を検討する。	・実施を検討する。【R8年度～】	・実施を検討する	・実施を検討する【H28年度～】	・市内の建設業協会が組織する「守谷市災害対策協力会」と災害協定を基に連携し、災害時の協力体制を構築している。	・災害時応援協定を締結	・市内建設業者から構成される団体と災害協定を締結。（毎年、連絡体制について確認）	・実施を検討する	・災害協定締結済み浸水時に水中ポンプで排水作業等を行っている訓練等は未実施【令和8年度～】					
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																				
■排水訓練の実施																				
		・緊急排水計画に基づく排水訓練の実施と見直し等	市町、県関東地整	・該当なし		・水防訓練と同様、各自治体持ち回りで実施。【H28年度～】	・排水訓練の実施を検討する。	・内水氾濫対策を含めた市防災訓練を継続して実施。【R8年度～】	・今後、担当課と調整して実施を検討する	・排水ポンプの設置個所の選定まで行った排水計画（案）の作成【H28年度～】 ・訓練の実施を検討【H28年度～】	・関係機関と情報共有を行いながら策定に向けて取り組む。	・市職員に対し排水ポンプの操作訓練の実施	・予定なし		・町の総合防災訓練で実施を検討する	【継続実施】 ・河川事務所が開催している排水ポンプ車等の操作訓練に参加				・関係機関の要請により、必要な情報提供や支援等を行う。



平成27年関東・東北豪雨により鬼怒川堤防（常総市三坂町地先）が決壊し、広範囲の浸水により約4,300人が救助されるなど、甚大な災害が発生してから今年で10年が経過しました。
水害の記憶や教訓を風化させずに未来へ繋ぐとともに、「水防災意識社会の再構築」と「流域治水」の取り組みをさらに推進することを目的に式典・シンポジウムを開催しました。



【日 時】 令和7年9月28日(日) 13:30～16:15

【場 所】 茨城県 常総市地域交流センター

【主 催】 常総水害から10年実行委員会（茨城県・結城市・下妻市・常総市・守谷市・筑西市・つくばみらい市・八千代町・下館河川）

【内 容】 式典・シンポジウム・未来へ繋ぐ10年企画・防災イベント

【来 賓】 国会議員、茨城県知事、流域内首長、県議会議員等 【来場者】 約1,350名

「常総水害から10年特設ページ」
(下館河川HP)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate01258.html>



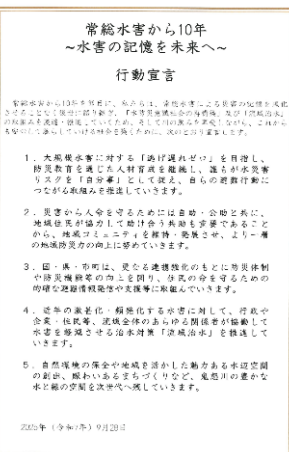
● 式 典



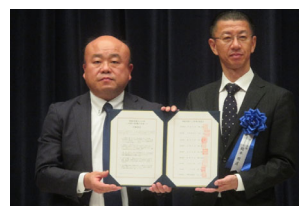
橋本 整備局長 大井川 茨城県知事



神達 常総市長（実行委員長）



●水害の記憶を未来へ繋げ、「逃げ遅れゼロ」を目指し、水害リスクの自分事化や共助による地域防災力の向上、流域治水の推進など、5項目の取り組みを推進することを宣言しました。



青木事務所長と橋本整備局長

● シンポジウム

基調講演（防災芸人 赤プルさん）



●「水害は、にげるしかない！」

パネルディスカッション

【テーマ】 水害の記憶を未来へ、私たちが今できること



ファシリテーター
筑波大・白川先生



パネリスト
菊池真以氏、須賀英雄氏、袖山文広氏、神達市長、青木事務所長

●「防災の取り組みに終わりはない、新たなスタート！」 「地域の絆を大切に！」

● 未来へ繋ぐ10年企画等



高校生書道部 メッセージムービー 上映



高校生の書道パフォーマンス！

● たくさんの子供達に参加頂き、水害を知り、未来へ繋げるきっかけとなったと思います。



絵画コンクール受賞作品展示



利根川改修150年パネル展示



人文字 メッセージムービー 上映



「未来のきぬがわ」絵画コンクール表彰式



防災イベント会場



行動宣言を掲げて（実行委員）

●水害リスクの「ジブンゴト化」を推進 ●迅速かつ的確な避難行動を促す ●常総市をフィールドに構築

★ 住民へ避難のきっかけをつくり、ジブンゴトとして捉えて頂くために、首長からのメッセージ動画を配信

- 常総市内において現在地を送信することで、鬼怒川・小貝川・八間堀川が氾濫した場合の浸水の有無や、浸水が及ぶ河川を特定できます。
- 浸水深だけでなく、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域の有無も確認できます。
- 建物状況を入力することで、水平避難または屋内安全確保などの避難行動の目安を確認できます。
- 洪水時には、常総市内の避難所の混雑状況をリアルタイムで確認できるサイト（VACAN）も閲覧できます。

★首長から緊急のメッセージを配信

(画面操作イメージ)

GPS情報の取得・送信

浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域の有無も確認

今いる建物の階数確認

今いる場所が安全か判定します。今いる建物の階数はどれですか？

1階建て
2階建て
3階建て以上

今いる建物の構造確認

今いる建物の構造はどれですか？

戸建て
戸建て以外

避難情報判定結果

今いる場所が浸水する可能性があるため、自宅外へ避難することを考えてください。
お近くの指定避難所は、[こちら](#)をご確認ください。

VACANの情報へ

危険度詳細情報

鬼怒川があふれた場合

浸水深: 0.5から3.0メートル未満
浸水継続時間: 3日程度
家屋倒壊区域: 該当しません。

鬼怒川の避難情報判定

今いる場所が安全か判定する場合はボタンをクリックしてください。

避難情報判定

他河川の詳細情報

他河川の詳細な情報を知りたい場合は、知りたい河川名のボタンをクリックしてください。

小貝川
八間堀川

位置情報と建物階数、建物構造から屋内安全確保または水平避難の判断となる情報を提示

3河川の浸水深を提示

(配信イメージ)

流域住民の避難行動促進

[自治体職員向け講習会]

資料8

H27水害から10年の節目を迎えるにあたり、洪水の恐ろしさを知らない方や水害時に支援が必要な方々（高齢者、障害者、外国人等）を含め、あらゆる主体にマイ・タイムラインを知って頂くとともに、ジブンゴト化の意識を向上させ、流域住民の避難行動促進の取組みをさらに発展させる事を目的に、自治体職員向け講習会（対象：防災、福祉、多文化共生課等）を開催。

- 日 時：令和7年8月28日(木) 14:00～16:00
- 講 師：澤 麻 美（流域治水アンバサダー、気象予報士、防災士）
- 場 所：茨城県 県生涯学習センター
- 参加者：42名（17自治体）（減災対策協議会、流域治水協議会の担当者、及び多文化共生、福祉担当職員）



ポイント① マイ・タイムライン講習会

- 澤さんから、マイ・タイムラインのこれまでの講師経験から、教える際のノウハウの教えて頂いた
- あらゆる主体に広げるため、福祉や多文化共生等の担当職員も参加



講義の様子



各テーブルで対話しながら



会場の様子

ポイント③ 意見交換（マイ・タイムラインの普及を進めるアイデア）

- 自治体職員同士の意見交換により、情報交換やコミュニケーション向上
- 減災対策協議会の取組方針の見直しに向けた検討材料



グループ討議



各グループからの発表

ポイント② 避難行動促進ツールに関する情報提供

- 水害リスクの「ジブンゴト化」を推進し、迅速かつ的確な避難行動を促す目的
- スマートフォンを活用したプログラムを構築
 - ・常総市をフィールドに試行（公式LINEを活用） → 各自治体へ展開・発展
- GPSにより現在地の浸水危険度等を把握、避難所情報ともリンク
- 首長からの緊急メッセージにより切迫感を伝える



(配信イメージ)

(画面操作イメージ)

3河川の浸水深を提示

★主なご意見等

- 「学校教育での積極的な展開」、「広報などによる啓発」、「リーダーの育成」など多角的な展開が必要。そのためには、防災部局だけでなく、教育委員会など自治体内での他部署との連携の重要性を再認識した。
- 在留外国人など支援が必要な方への普及も重要であり、そのためにも、教材の多言語化やデジタル化が必要だと感じた。また、様々なイベントでの周知を多文化共生部署としても実施していきたい。



参加者集合写真

実施目的:若い世代を対象にマイ・タイムラインリーダーを育成することを目的に、栃木県の「とちぎ学生防災サークル支援事業」と連携し、マイ・タイムラインリーダー認定講座を開催。

実施日時:令和7年12月13日(土) 13:40～15:40

実施場所:下館河川事務所 3階会議室

参加者:とちぎ学生防災サークル学生16名(帝京大学、佐野日本大学短期大学、国際医療福祉大学)、行政関係者4名

主な実施内容:マイ・タイムラインリーダー認定講座後、リーダー認定証の交付

❖ 実施状況



【参加者の感想】

- ❑ 約10他人からの言葉ではなく、自分で考えて、自分で避難を判断することが大事だということを学んだ。
- ❑ 今回のハザードマップは宇都宮市で自分の住んでいる地域ではなかったので、宇都宮市について学べてよかったことと、**帰ったら自分の住んでいるところを調べよう**と思った。
- ❑ 自分自身は水害の経験がないが、いところが一度水害にあって、家が水没しているのを体験している。そのときを振り返ってどのように行動したらよかったのかを考えるきっかけとなった。
- ❑ 自分の住んでいるところは高台にあるのでハザードマップを調べたことがなかった。改めて確認することで**危機管理能力が身についた**と感じた。
- ❑ こういうきっかけがないと手を付けることが難しいと思うので、今回は**貴重な経験ができた**と感じている。

「在留外国人を対象とした避難体験型マイ・タイムライン講習会 実施の進め方～行政職員向け手引き～」について

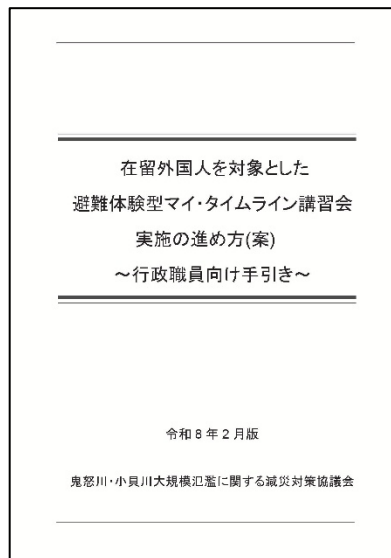
資料10

- 「在留外国人を対象とした避難体験型マイ・タイムライン講習会実施の進め方～行政職員向け手引き～」(以降は、本手引きと呼ぶ)は、市区町村の防災担当者等が在留外国人に対して洪水からの避難を検討するツールであるマイ・タイムラインの作成体験を主眼においた講習会の開催を、効率的・効果的に行うための一助となるもの

❖ 目次構成

目次
【1】在留外国人を対象としたマイ・タイムライン講習会を進めるにあたって
■マイ・タイムラインとは何か
■在留外国人へのマイ・タイムライン普及の必要性
■在留外国人へのマイ・タイムライン講習会を進めるにあたって
【2】講習会を開催するまでの準備
■企画立案
■参加者
■講習会での使用言語
■講習会会場
■河川管理者等からの情報提供
■資料等の準備
■役割分担の設定
【3】講習会の進め方
■2部構成による進め方を推奨
■タイムスケジュールの一例
【4】講習会を受けた参加者の感想
■講習会を受けた参加者の感想
【5】進行シナリオ
■【第1部】マイ・タイムライン作成体験
■【第2部】避難体験

❖ 手引き案



表紙

【5】進行シナリオ

■【第1部】マイ・タイムライン作成体験

時間	参考スライド	進行シナリオ
第1部 マイ・タイムライン作成体験		
10:00 ～ 10:15		定刻になりましたので、ただいまから『在留外国人向け避難体験型マイ・タイムライン講習会』を開催いたします。 本日司会を務めます、〇〇です。よろしくお願いいたします。 さて、本日の講座は、さらなる「逃げ遅れゼロ」の取り組み強化の一環として、在留外国人の方を対象にマイ・タイムラインの作成と避難の体験をセットで学んで頂きます。 それでは本講座の流れについてご説明いたします。本講座は、大きく2部構成で実施致します。第1部では、逃げキッドを使って一緒にマイ・タイムラインの作成体験を行います。第2部では、作成したマイ・タイムラインを参考にしながら本会場内に仮の避難場所を設置し、避難体験を行います。 適宜休憩をはさみながら2時間程度の講座となります。みなさまどうぞよろしくお願い致します。 まずはじめに、日本の河川の特徴や水害の事例、川が氾濫したら、どうなるのかを知るために「川があふれる怖さ」の動画をご覧ください。 【動画再生】 ⇒動画再生後、対象地域の特徴等補足説明(推奨)

講習会時の読み原稿を提示

【5】進行シナリオ